



JA水戸の現況

Mito Agricultural Cooperative Association

ディスクロージャー誌

2024



水戸農業協同組合

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚2丁目27番地
TEL.029-254-5111 FAX.029-254-9370 <http://www.mt-ib-ja.or.jp/>



水戸農業協同組合

Ｊ Ａ 綱 領

－わたしたちＪＡのめざすもの－

わたしたちＪＡの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 ＪＡへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、ＪＡを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A水戸は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2024 J A水戸の現況」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年5月
水戸農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J Aのプロフィール

◇設 立	1993年8月
◇本店所在地	茨城県水戸市赤塚2丁目27番地
◇出 資 金	32億円
◇総 資 産	1,517億円
◇単体自己資本比率	14.14%
◇組 合 員 数	23,943人
◇役 員 数	34人
◇職 員 数	378人
◇支店・営農資材センター数	10カ所

目 次

基礎資料編	1
ごあいさつ	2
経営理念	3
経営方針	4
経営管理体制	4
事業の概況（令和5年度）	5
事業活動のトピックス（令和5年度）	9
農業振興活動	10
地域貢献情報	11
リスク管理の状況	13
自己資本の状況	17
系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	18
事業のご案内（信用事業）	19
事業のご案内（共済事業）	26
事業のご案内（購買事業）	26
事業のご案内（販売事業）	26
事業のご案内（保管事業）	26
事業のご案内（加工事業）	27
事業のご案内（利用事業）	27
事業のご案内（指導事業）	27
事業のご案内（その他の事業）	27
協同会社	28
JAの概況・組織	29
沿革（あゆみ）	29
機構図	31
役員構成	32
組合員数	33
組合員組織の状況	34
地区一覧	36
店舗等のご案内	36
特定信用事業代理業者の状況	37
会計監査人の名称	37
役員等の報酬体系	38
経営資料編	41
決算の状況	42
貸借対照表	42
損益計算書	44
注記表	46
剰余金処分計算書	65
部門別損益計算書	66
会計監査人の監査	67
損益の状況	68
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	68
2. 利益総括表	68
3. 資金運用収支の内訳	69
4. 受取・支払利息の増減額	69
経営諸指標	70
1. 利益率	70
2. 貯貸率・貯証率	70
3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	70
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	71
信用事業（貯金に関する指標）	72

信用事業（貸出金等に関する指標）	72
信用事業（内国為替取扱実績）	76
信用事業（有価証券に関する指標）	76
信用事業（有価証券等の時価情報等）	78
共済事業	80
購買事業	81
販売事業	82
保管事業取扱実績	83
加工事業取扱実績	83
利用事業取扱実績	83
宅地等供給事業取扱実績	83
直売事業（直売所・インショップ等）取扱実績	84
その他の事業取扱実績	84
指導事業取扱実績	84
自己資本の充実の状況編	85
自己資本の構成に関する事項	86
自己資本の充実度に関する事項	88
信用リスクに関する事項	90
信用リスク削減手法に関する事項	94
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	96
証券化エクスポージャーに関する事項	96
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	97
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	99
金利リスクに関する事項	100
連結情報編	103
グループの概況	104
1. グループの事業系統図	104
2. 子会社等の状況	104
3. 連結事業概況（令和5年度）	105
4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	105
5. 連結貸借対照表	106
6. 連結損益計算書	108
7. 連結注記表	110
8. 連結剰余金計算書	129
9. 農協法に基づく開示債権	129
10. 連結事業年度の事業別経常収益等	129
連結自己資本の充実の状況	130
財務諸表等の正確性等にかかる確認	131
自己資本の構成に関する事項	132
自己資本の充実度に関する事項	134
信用リスクに関する事項	136
信用リスク削減手法に関する事項	139
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	141
証券化エクスポージャーに関する事項	141
オペレーショナル・リスクに関する事項	141
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	142
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	143
金利リスクに関する事項	143
法定開示項目掲載ページ一覧	144

基礎資料編



水戸農業協同組合

代表理事組合長 園部 優

持続可能な農業と豊かな地域社会の実現へ

平素は、JA水戸の各事業に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年は管内において多くの異常気象に悩まされる年となりました。6月には梅雨前線や台風2号による記録的な大雨があり、7月から9月にかけては月平均気温が3カ月連続で統計史上最高値を記録し、「最も暑い夏」となりました。これらの影響で、果物の変色や落下、さらにはコメの等級低下など、農作物へ深刻な被害を及ぼしました。

こうしたなか国内では「農政憲法」と呼ばれる食料・農業・農村基本法の25年ぶりの改正に向け、2月に閣議決定がされました。この改正案では、法律の基本理念に、「食料安全保障の確保」を新たに加えたうえで、農産物や農業資材の安定的な輸入を図るほか、生産性の向上、持続可能な生産力を維持するための人材確保等などの農業インフラ整備に取り組んでいくとしています。また、茨城県でも「茨城県食と農を守る条例」が3月末に施行されました。今後、JAグループ一丸となって、国、県と連携しながら対応を行っていき、組織をあげた取り組みを強化してまいります。

当JAにおきましては、昨年11月に第3次体制整備の最後の支店統廃合となる本店窓口と上中妻支店・渡里支店が統合し、新たに赤塚支店としてスタートしました。組合員や利用者の皆さまがより利用しやすい支店づくりに努めるほか、他の支店でも同様に組合員や利用者の皆さまの地域の拠り所になるよう努力してまいります。

また、本年は3カ年計画の最終年度として、「農業者の所得増大」「持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立」「農業、地域・暮らしを支える組織・事業基盤強化」に向け、過去2年実施している組合員アンケートの結果等を踏まえ、対話活動強化、組合員のニーズに沿った事業運営を行うとともに組織基盤強化を図りながら、持続可能な農業と豊かな地域社会を目指し、組合員・地域住民の生活を支えていく事が出来るよう各事業で最大限の努力をいたします。

本年も、組合員の負託に応えるため役職員一丸となって事業に邁進してまいります。

組合員の皆さまにはより一層のご指導とご鞭撻を切にお願い申し上げますとともに皆さまのご健康とご多幸を心からご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

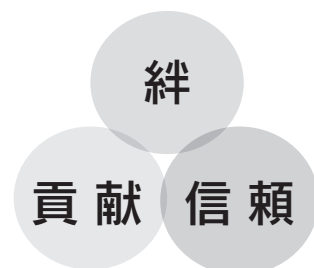
令和6年5月

経営理念

JA水戸の目指すもの

貢献、絆、信頼一。
食と農・地域が一体となって、顔が見える組織づくりで
「創造と成長」の新しいJAへ

■経営理念



JA水戸は、農業と地域にかかわる人々が、いつも身近で一番に感じられ、信頼される組織づくりに努めています。「顔が見えるコミュニケーション」というJAの良さを継承・発展させ、農業と地域社会の活性といった組織の目標を誠実に果たしていきます。

そのため、農業・経済・社会環境の変化、そして価値観の多様化に柔軟に対応するために、JA水戸は、経営理念を定めています。事業活動を通して農業・地域に「貢献」できるJAとして、人と農と地域の輪をつなぐ「絆」を育み、地域社会で「信頼」される、「創造と成長」する新しいJAづくりに取り組んでいます。

■JA水戸OweN ロゴマーク



JA水戸3カ年計画（2022年度～2024年度）

未来へつなぐ

～持続可能な農業と豊かな地域社会をめざして～

当JAは、前期3カ年計画（2019～2021年度）に基づいて、「農業者の所得増大」「地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践」「JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」を3つの柱とする自己改革の実践に取り組みながら、所得増大に向けた販売強化や農業経営管理支援の強化、食農教育活動など地域とくらしを支える活動などの取り組みをすすめてきました。

この結果、「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

JAグループ茨城では令和3年10月の第29回茨城県JA大会において、3つの柱（「農業」「地域・くらし」「組織・経営」）を継続し、「地域・くらし」と「組織・経営」の実践を通じた相乗効果により力強いJAへ成長し、「農業」の重点目標である「農業者の所得増大」を実現し、持続可能で高付加価値な茨城農業の実現を目指すこととしました。

当JAは、この大会決議を受けて、3つの柱（「農業」「地域・くらし」「組織・経営」）に基づき新3カ年計画兼自己改革工程表を策定し、地域になくってはならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることでPDCAサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

〈重点目標〉

- I. 農業…農業者の所得増大
- II. 地域・くらし…持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立
- III. 組織・経営…農業、地域・くらしを支える組織・事業基盤強化

〈重点戦略〉

情報発信への取組…JAグループらしい積極的・効果的な情報発信

経営方針

◇「農業者の所得増大」への挑戦

地域による生産振興と有利販売を目指した販売力強化に努めるとともに、多様な農業者の営農活動支援に努め、農業者の所得増大に貢献します。

また、組合員ニーズに対応した資材の安定供給のため、仕入れ機能強化による商品の確保と生産コスト低減に取り組みます。

◇「地域の活性化」への貢献

地域貢献のためのJAくらしの活動を定着化し、JAと組合員および地域住民が、より強くつながった持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会を目指します。

また、農業、地域・くらしを支える組織と事業基盤の確立および強化を図ります。

◇健全経営の為の取り組み

マイナス金利政策解除による資金運用利益への影響や、アフターコロナにおける社会変化に対応するため、将来見通しを踏まえた経営計画の策定と実践、PDCAに基づく進捗管理により、持続可能なJA経営基盤が確立・強化された状態を目指します。

また、リスク情報の主体的な収集と適切な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の強化により、経営の健全性が確保された状態を目指します。

◇営農・経済事業部門

JAの総合機能を発揮し、普及センター、行政等と連携しながら、担い手の農業経営管理支援（農業経営コンサルティング）として経営分析や経営改善指導に基づき農業経営収支の改善を後押しし、継続して農業者の所得増大を目指します。

また、安定生産と品質向上の取り組みに加えて、高付加価値化、販売を起点とした契約取引と産地間連携拡充による農業者の所得増大、所得の安定化を目指します。

◇信用事業部門

持続可能な農業の実現・豊かな地域社会の確立の実現に向けて、「JAバンクならではの金融仲介機能を発揮」するとともに、それを実現するための「経営基盤・持続性の確保」に取り組み、地域に根差した信用事業を展開します。

◇共済事業部門

全契約者への3Q訪問活動の実践にむけて、対面と非対面を融合し利用者の利便に適う活動を展開し、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供を通じて、組合員・利用者の豊かな生活づくりに努めます。

経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和5年度）

◇経営環境と令和5年度の業況・事業実績・損益状況の概要

国内の生産現場では、慢性的な労働力不足に加え、不安定な国際情勢による資源高や内外金利差の拡大に伴う円安等が要因となり、生産資材の価格が高止まりするなど農家経営は厳しさを増しております。

また、2024年4月から働き方改革関連法施行によりトラックドライバーの時間外労働が上限規制され、人手不足で物が運べなくなる「物流の2024年問題」が懸念されています。

これらの問題を踏まえて、今後は付加価値の高い農畜産物の生産や、スマート農業を活用した省力化、共同輸送や中継拠点の設置による物流効率化等、様々な取り組みが求められています。

金融経済環境においては、世界的な物価上昇が継続し、国内でも物価上昇が継続しました。新型コロナの感染症法上の位置付けが5類感染症に移行した結果、様々な制約が解消され国内経済は前向きな動きがみられています。

このような中、令和5年度の事業実績・損益状況は、事業利益270百万円（計画対比188.1%）、経常利益390百万円（計画対比145.9%）、当期剰余金228百万円（計画対比116.0%）、自己資本比率14.14%（前年度より1.7ポイント向上）となりました。

◇決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

① 不断の自己改革に関する取り組み

当JAの基本方針として、「農業者の所得増大」、「地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践」、「JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」を掲げ、この実現に向け不断の自己改革を実践します。

② 本支店・事業所体制整備の対応方針について

昨年11月に上中妻支店、渡里支店を統合し、赤塚支店がスタートしました。相談ブースの充実を図り、組合員への相談機能を強化した店舗を作り、ご要望・ご相談に対応できる窓口業務とそれぞれの生活に合わせたライフプランニングの提案を図っていきます。

また、西部営農資材センター管内の事業所については、地域営農との最適化に向けて事業の拠点化を図ります。

③ 統合的リスクの管理について

さまざまなリスクを把握し、評価したリスクを総体的に捉え自己資本と比較することにより経営の健全性を継続的に確保するための管理を行います。

④ 内部管理体制の充実

より健全な組織を目指すため、職員のスキルアップに向けた研修会を積極的に開催し、コンプライアンス意識を一層高め不祥事防止に対する内部管理体制の充実を図ります。

◇令和5年度決算の概要と主要業務の概況

（単位：百万円）

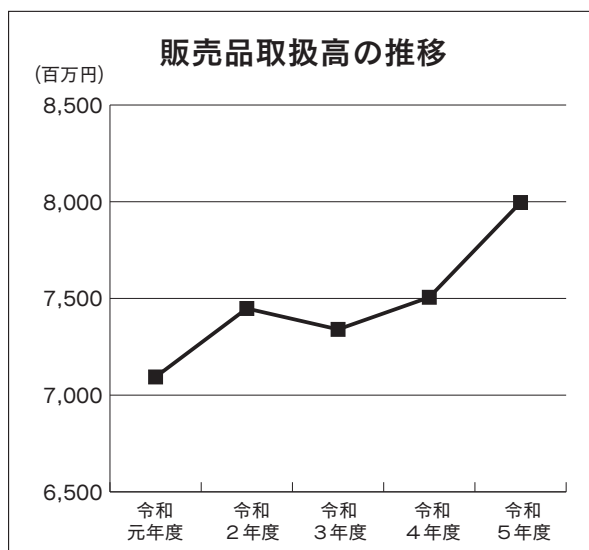
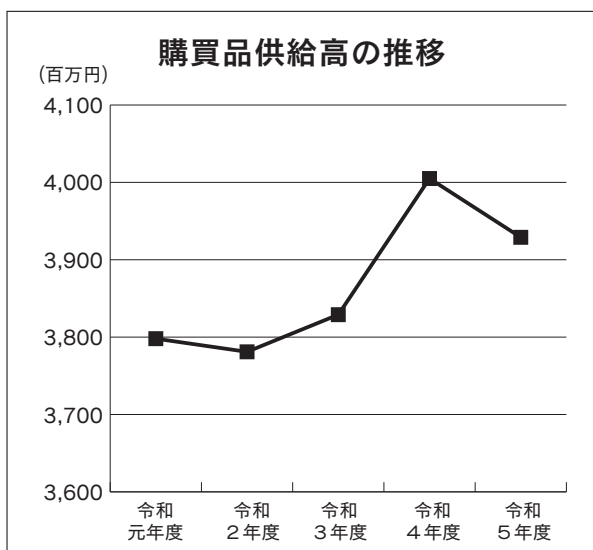
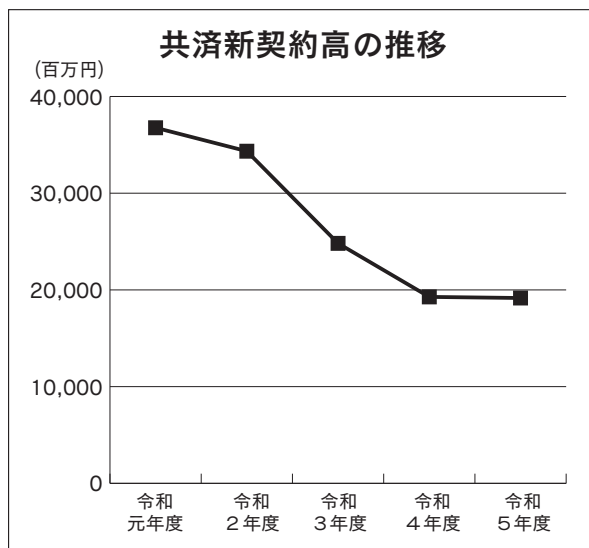
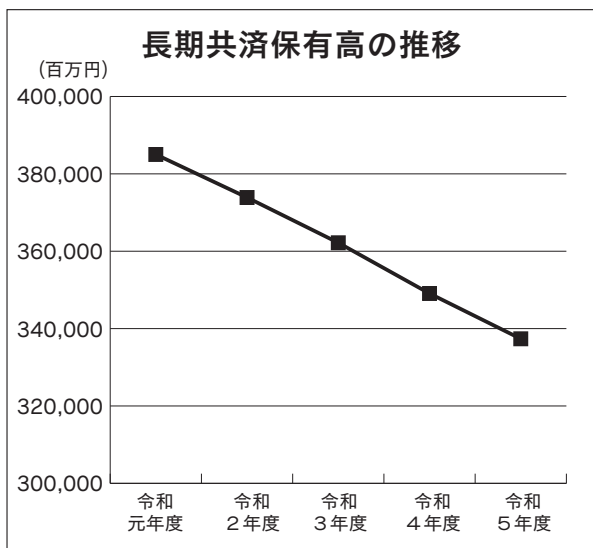
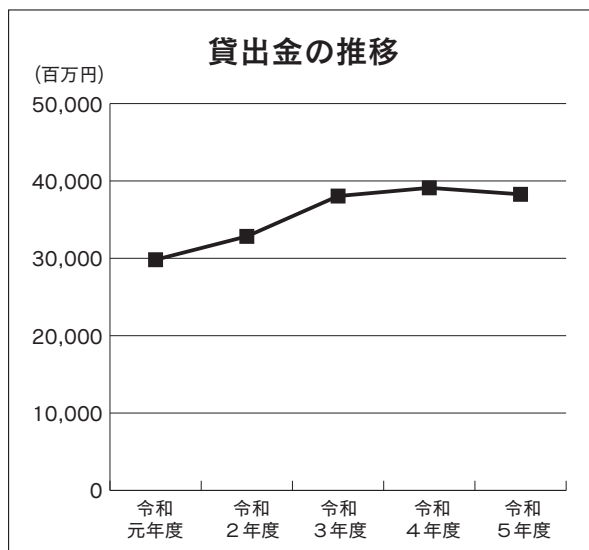
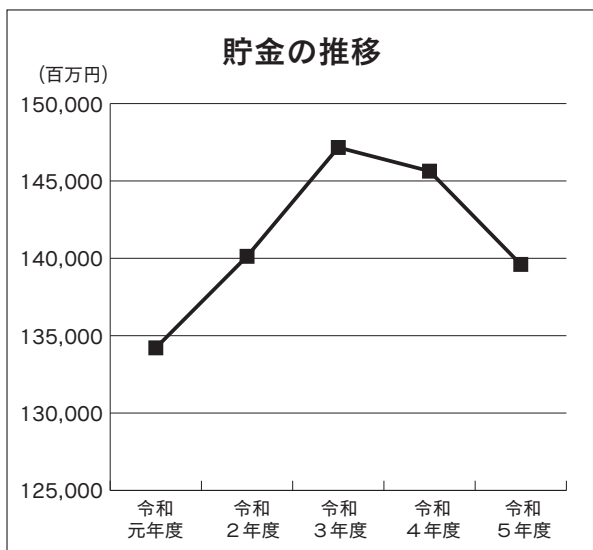
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業利益	241	241	218	270
経常利益	387	380	347	390
当期剰余金	269	272	104	228
総資産	152,673	159,800	158,094	151,746

（単位：百万円）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貯金	140,129	147,163	145,633	139,606
貸出金	32,835	38,047	39,110	38,271
長期共済保有高	373,888	362,185	349,075	337,363
購買品供給高	3,781	3,829	4,005	3,929
販売品取扱高	7,448	7,340	7,506	7,996

注購買品供給高、販売品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

◇事業実績の推移



◇内部統制システム基本方針

業務の適正を確保するための体制として、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

平成31年2月1日制定

令和5年4月1日最終改定

水戸農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

事業活動のトピックス（令和5年度）

◇第30回通常総代会

第30回通常総代会が、4月23日に当JA本店の大ホールで開催されました。コロナ禍の影響もあり、4年ぶりに総代本人142名が出席しました。議題は令和4年度の事業報告や令和5年度の事業計画などでしたが、全ての議案が可決されました。



◇第10期女性大学の開講

農業・生活・文化などの幅広い講座を通じて地域住民とのつながりを深めることを目的とする女性大学が5月17日に第10期となる開校式を行いました。第10期の受講生は43名です。

◇自動車・年期共済見積もりキャンペーンの実施

6月1日～8月31日にかけて自動車・年金共済見積もりキャンペーンを実施し、応募総数は403名となりました。9月15日にはオリジナル加工品などが当たる抽選会を実施しました。



◇赤塚支店がオープン

体制整備計画に沿って上中妻支店と渡里支店、本店窓口を統合し、11月27日に赤塚支店をオープンしました。本店建屋内に設置した店舗には、お客様が安心して相談できる「個別ブース」が完備されています。

農業振興活動

◇肥料価格高騰対策相談会を実施

5月中旬に管内各地区で肥料価格高騰対策支援事業の組合員相談会を実施し、化学肥料低減計画書などの書類作成を行いました。



◇物流問題に関する勉強会を実施

6月30日に本店の大ホールで「物流の2024年問題」について産地が今後取り組むべき課題についての勉強会を生産者や関係者ら60名が参加して開催しました。

◇ダイナミックフェアで熱中症防止啓発を実施

7月1・2日に行われた第47回農機・生産資材大展示会「ダイナミックフェア2023」において、農作業中の熱中症対策と作業効率化を目的に来場者にクールネットタオルを配布しました。



◇規格統一に向け各生産部会で目揃え会の実施

当JAでは出荷する農産物の適正な出荷規格や栽培方法の統一のため、年間を通して各生産部会で目揃え会を開催し、部会員の農業振興に努めました。

◇有機農業研究会を設立

1月24日にみどりの食料システム戦略における持続可能な食料システムの構築に向け、有機農業研究会を立ち上げました。



地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

組合員の営農と生活を守るというJA本来の責任とあわせて、安全・安心な食料の安定供給、環境保全、地域社会への貢献という社会的責任を実現するための活動を展開しています。

具体的には、年金等の各種無料相談会、小・中学校などの職業・農業体験の受け入れ、JAの土地・建物を有効活用した売電事業、健康診断やウォーキング教室・女性大学など、地域の皆さまの豊かな生活づくりを目指しています。

◇地域貢献情報

□全般に関する事項

JA水戸は、農業者・地域住民の方々が組合員となり、相互扶助を共通理念として運営される協同組合です。地域農業の発展と豊かな地域社会づくりのため、JAの総合事業を通じてより良いサービスの提供に努め、地域の協同組合として、食と農を通じた社会貢献に努めています。

□地域からの資金調達状況

- (1) 貯金残高（令和6年1月31日現在）
1,396億699万円
- (2) 貯金商品
組合員・地域のみなさまのニーズにあった金融商品（各種キャンペーン・定期貯金等）の提案などを行い、取引の拡大に努めています。

□地域への資金供給の状況

- (1) 貸出金残高（令和6年1月31日現在）
382億7,189万円
- (2) 制度融資取扱状況
長期・低利で利用でき、農業用施設・機械等の取得や家畜の購入・育成、果樹の植栽・育成など幅広い事業に活用出来る「農業近代化資金」などを取り扱っています。
- (3) 地域の農業者等への資金ニーズへの取り組み
 - ① 健全な農業経営に必要な無利子の「認定農業者育成資金」、また農業者へ低利で融資する「アグリマイティー資金」などを取り扱っています。
 - ② 組合員をはじめ、地域の皆さまの農業、暮らしの発展に寄与できる「農業ローン」「営農ローン」「住宅ローン」「自動車ローン」「教育ローン」など、さまざまな融資商品をご用意しています。

□文化的・社会的貢献に関する事項

- (1) 文化的・社会的貢献に関する事項
学校給食への地元農産物の提供、女性部や青年部などを中心とした農業体験指導や食農教育活動を積極的に行っています。「くらしの活動」としては、組合員・地域住民の健康増進へ向けた活動（いきいき健康づくりプロジェクト、組合員健康診断）や、女性大学をはじめとする趣味の活動の活性化に取り組んでいます。
加えて、相続相談・年金相談会、日本赤十字社の献血協力なども積極的に行い、子育てをする親を応援する「子ども倶楽部」会員向けのイベントを開いています。
- (2) 利用者ネットワーク
組合員や地域住民相互の親ほくを深める目的でグラウンドゴルフ大会（年金友の会）、芸能大会（年金友の会、女性部）をはじめ、女性大学の開講、いきいき健康づくりプロジェクトなどを行っています。
- (3) 情報提供活動
JAと組合員を結ぶパイプ役として広報誌「協同の心」を通して、JA水戸の情報を発信するとともに、ホームページ・フェイスブック・インスタグラムのページを開設して、組合員はもちろん、全国の消費者に対しても積極的な情報提供を行っています。
ホームページアドレス：<http://www.mt-ib-ja.or.jp/>

事業継続計画（BCP）への取り組み

災害時等に備える事業継続計画（BCP）としては、地元行政と災害時協力協定を結び、災害時に地域住民の早期安定と復興に対する活動協力体制をとっています。また、大規模地震に備えるため、JAグループ茨城の県域一斉訓練への参加も実施しています。

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

農業者等の経営支援に関する取組方針

当JAは農業者をはじめ、地域の皆さまに利用される総合事業体として、営農経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面を視野に入れた事業活動を行っています。なかでも農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置付け、農業メインバンク機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農相談員（TAC）は、各関係機関との連携を図りながら農業者の農業技術・生産向上に向けた相談に応えています。

農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応じていくため、各種プロパー資金や農業近代化資金などの取り扱いを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。

ライフサイクルに応じた担い手支援

直売所・インショップ生産支援育成を充実させ、多様な担い手の育成支援に取り組んでいます。また、新規就農資金の相談など、それぞれの段階に応じた資金を取り扱い、担い手の経営と生活をサポートしています。

経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、各関係機関と連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。

農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

地域密着による組合運営、農産物直売所運営などを通じ、組合員、地域住民、消費者などのニーズを把握し、より身近な事業運営を行うとともに、地域の小中学生に対しては、農業への理解を深めるため、食農教育や職場体験などを行っています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要

素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

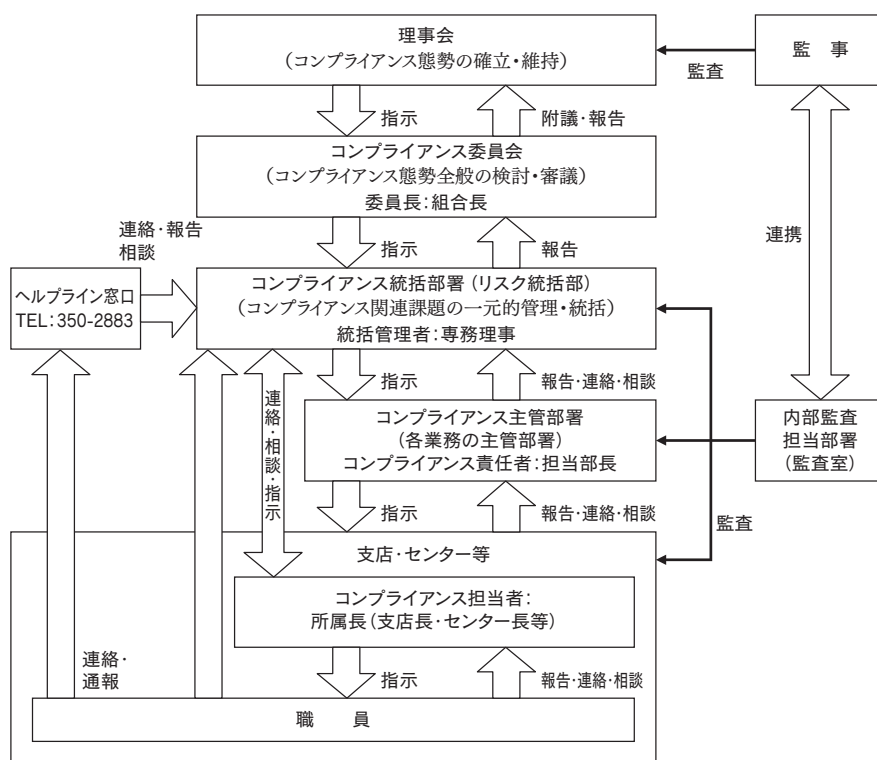
⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画（BCP）」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕

【コンプライアンス管理体制図】



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- J A水戸は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- J A水戸が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇金融ADR体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当J Aでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当J Aの苦情等受付窓口

電 話：029-254-7935

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当J Aでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口またはJ Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J F マリンバンク相談所）（電話：03-6837-1359・受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出下さい。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 現地調停：東京の弁護士会のあつせん人と東京以外の弁護士会のあつせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

② 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人J Aバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせ下さい。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当J Aでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J Aの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年1月末における自己資本比率は、14.14%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	水戸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,267百万円（前年度3,312百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内（信用事業）

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当組合の主な取扱商品

(令和6年5月1日現在)

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
総合口座	1冊の通帳に「借りる」「使う」「貯める」の3機能がセットされています。普通貯金に定期貯金をセットすることにより、自動融資が受けられる口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金	公共料金の自動支払い、年金、給与などの自動受け取りなどにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	増やしながらか、いつでも使える貯金です。普通貯金より有利で、定期貯金より自由、便利です。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	小切手、手形のお支払いのための貯金です。現金を持ち歩かずに資金を効率的に生かすことができます。振り込み金の受け取り、公共料金などの自動支払いにも利用できます。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金	まとまったお金を短期間預けるのに適した貯金です。払い出しに際しては、2日前までに予告が必要です。	7日以上	50,000円以上
定期積金	毎月一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上
積立式定期貯金	毎月一定額を積み立てていく、定額積立や、積立額を定めず自由に積み立てていく自由積立などの方法があり、積み立てても有利な定期貯金の利息がつかます。ボーナス併用なども、ご利用いただけます。	自由	1,000円以上
スーパー定期	お預け入れ額が、1円以上の自由金利貯金です。	1ヵ月以上 5年以内	1円以上
期日指定定期	利息は、1年複利で計算しますので、長く預けるほどお得です。預け入れ日から1年経過後は、満期日を指定して払い戻すことができます。	据え置き期間 1年を含めて 最長3年	1円以上 300万円未満
大口定期	1,000万円からの大型貯蓄で、市場実勢を反映した高利回りが魅力です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
一般財形	勤労者が毎月の給料から天引きで積立てできる貯金で、お使いみちが自由です。	3年以上	原則として 1,000円以上
財形住宅	満55歳未満の勤労者で、マイホームの取得、増改築などを目的とした積立貯金です。	5年以上	原則として 1,000円以上
財形年金	満55歳未満の勤労者で、年金受け取り方式の積立貯金です。	5年以上	原則として 1,000円以上

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
国 債	国が発行する債券で、満期日まで解約しなければ、元本・利息は、国によって保証されている商品です。	3・5・10年	購入額は 1万円以上
投資信託	資産運用の見直し、運用方法の多様化など、資産運用の目的に合わせて、資産を上手に活かす有効な手段の1つです。	自由	1万円以上 (積立式5,000円以上)

注)金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用下さい。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□当組合の主な取扱商品

(令和6年5月1日現在)

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
JA住宅ローン	・住宅の新築 ・新築・中古住宅の取得 ・宅地の購入 ・住宅の増改築 ・他行からの借換など	・組合員 ・満18歳以上、満66歳未満で最終返済時満80歳未満	・50万円以上 10,000万円以内 (基金協会) ・10万円以上 10,000万円以内 (協同住宅ローン)	3年以上 50年以内	・元利均等返済 (固定・変動) ・元金均等返済 (固定・変動)	・原則有担保 ・基金協会保証 ・協同住宅ローン(株)保証
JAマイカーローン	・自動車購入(営業車は除く) ・車検 ・修理・購入時の付帯経費 ・車庫の施設 ・免許取得費など	・組合員 ・満18歳以上、満75歳未満で最終返済時満80歳未満	10万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内	・元利均等返済 (固定・変動)	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JA多目的ローン	・生活に必要なとする資金	・組合員 ・満18歳以上、満75歳未満で最終返済時満80歳未満	・10万円以上 500万円以内 ・10万円以上 1,000万円以内 (三菱UFJニコス(株))	6ヵ月以上 10年以内	・元利均等返済 (固定・変動)	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JA教育ローン	・受験費用、入学金、授業料、学費、家賃(1年分)など	・組合員 ・満18歳以上、最終返済時満71歳未満	10万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上 据置期間を含め最長15年(在学期間+9年)	・元利均等返済 (固定・変動)	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JAカードローン 約定返済型	・生活に必要なとする資金	・組合員 ・満20歳以上、満70歳未満	・極度額50万円以内 (基金協会) ・10万円以上 500万円以内 (三菱UFJニコス(株))	1年 (自動更新)	・普通貯金への入金により自動的に返済 ・約定返済+任意返済	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JA営農ローン	・農業経営に必要な運転資金	・正組合員 ・満20歳以上、最終返済時満70歳未満	極度額300万円かつ前年のJAへの農産物販売実績の範囲	1年 (自動更新)	・普通貯金への入金により自動的に返済	・担保不要 ・基金協会保証
JA農業ローン	・農業施設、資材 機械器具など	・正組合員 ・満20歳以上、最終返済時満71歳未満	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 5年以内	・元利均等返済 (固定)	・担保不要 ・基金協会保証

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
アグリ マイティー 資 金	・農業生産に直結する設備資金、 運転資金 ・農産物の加工、 流通、販売に関する設備資金、 運転資金 ・再生可能エネルギー利用の取り組みを支援するための発電、蓄電設備取得資金 ・災害緊急資金	・組合員 ・農事法人組合、 団体 ・満18歳以上、最終返済時満74歳未満	事業に必要な資金の100%以内 ※再生可能エネルギー資金は50万円以内 ※運転資金は1年以内に必要金額が上限額	20年以内	・元利均等返済 ・元金均等返済(固定・変動) ・期日一括返済	・個人保証 ・基金協会保証 ・必要に応じ担保
農業近代化 資 金	・農作業所、トラクター、コンバイン、農植機などの農機具 ・その他	・正組合員 ・農事法人組合、 団体 ・転作達成している方	・農業者個人 1,800万円以内 ・団体等 2億円以内	・農機具等 7年以内 ・施設等 15年以内	・元金均等返済(固定)	・担保は基金協会の判断による ・基金協会保証

(注)上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用下さい。(詳しくは窓口にてご確認下さい。)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

□手数料一覧

※各手数料は、令和6年5月1日現在。消費税10%を含んでおります。

内国為替の手数料			
種 類		3万円未満	3万円以上
送金手数料(1件につき)	系統金融機関あて	440円	440円
	他金融機関あて(送金小切手)	660円	660円
振込手数料(1件につき)	同一店内あて	110円	330円
	当組合本・支店あて	220円	440円
	他金融機関あて	電信扱	550円
文書扱		440円	660円
代金取立手数料	電子交換所取立	1通につき	880円
	個別取立	1通につき	1,100円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
	ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。 離党回金料		

貯金関係手数料

手形帳・小切手帳交付、通帳・証書再発行等

項目	料金基準	金額	備考
自己宛小切手発行	1枚につき	550円	
手形帳交付	1冊につき	11,000円	
小切手帳交付	1冊につき	11,000円	
ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
クレジット一体型ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
通帳再発行	1冊につき	1,100円	盗難・災害による喪失等の場合は、所定の確認により無料
証書再発行	1冊につき	1,100円	
キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
ICキャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
クレジット一体型ICキャッシュカード再発行	1枚につき	550円	
残高証明書発行	1通につき	550円	窓口発行分
その他各種証明書発行	1通につき	550円	
取引履歴明細書発行(H15.11以降)	10枚まで	550円	11枚から1枚につき11円加算
取引履歴明細書発行(H15.11以前)	10枚まで	550円	11枚から1枚につき22円加算
地方公共団体税金納付取次	1枚につき	550円	
国債口座管理手数料	1口座1ヵ月につき	110円	

※定期貯金や普通口座等複数商品の取引履歴明細書発行依頼があった場合、商品ごとに料金表に基づき徴収する。

自動化機器による取引先手数料

(1) 農協内貯金ネット、県内農協貯金ネット、全国農協貯金ネットによる利用

取引日および取引時間帯		支払・入金		
		農協内ネット(自店含む)	県内ネット	全国ネット
平日	8:00～ 8:45	無料	無料	無料
	8:45～18:00	無料	無料	無料
	18:00～21:00	無料	無料	無料
土曜日	8:00～ 8:45	無料	無料	無料
	8:45～14:00	無料	無料	無料
	14:00～21:00	無料	無料	無料
日曜	8:00～21:00	無料	無料	無料
祝(休)日	8:00～21:00	無料	無料	無料

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。

(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

(2) 業態間(MICS)提携、JFマリンバンク提携による利用

取引日および取引時間帯		支払・入金		
		業態間提携	うち三菱UFJ銀行	JFマリンバンク提携
平日	8:00～ 9:00	110円	8:00～ 8:45 110円	無料
	9:00～18:00	110円	8:45～18:00 無料	無料
	18:00～21:00	220円	110円	無料
土曜日	8:00～ 9:00	220円	110円	無料
	9:00～14:00	110円	110円	無料
	14:00～21:00	220円	110円	無料
日曜	8:00～21:00	220円	110円	無料
祝(休)日	8:00～21:00	220円	110円	無料

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。

(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

円貨両替手数料

両替枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1000枚	1001枚～
手数料	無料（1日通算）	330円	440円	550円（1000枚毎に330円加算）

※両替枚数は、持参現金の合計枚数か受け取る合計枚数のいずれが多い方の枚数となります。
 ※硬貨計測後に両替を取りやめる場合も手数料をお支払いいただきます。

金種指定入出金手数料・店頭硬貨紙幣整理手数料

入出金枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1000枚	1001枚～
手数料	無料（1日通算）	330円	440円	550円（1000枚毎に330円加算）

※入出金枚数は、持参現金の合計枚数か、受け取る合計枚数のいずれが多い方の枚数と致します。ただし、一万円札は取扱い枚数に含みません。また、国税、県税、市税、町税等納付の場合は手数料は無料となります。

※店頭硬貨紙幣整理手数料は、円硬貨紙幣を貯金口座にご入金（お振込みを含む）される場合の手数料です。

※硬貨計測後にご入金・お振込みを取りやめる場合も手数料をお支払いいただきます。

郵貯提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードにより郵貯のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）が行われた場合の手数料

取引日および取引時間帯		料金基準	取引先手数料
平日	8:00～ 8:45	取引 1 件につき	220円
	8:45～18:00	取引 1 件につき	110円
	18:00～21:00	取引 1 件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引 1 件につき	220円
	9:00～14:00	取引 1 件につき	110円
	14:00～21:00	取引 1 件につき	220円
日曜	8:00～21:00	取引 1 件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引 1 件につき	220円

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。

(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

セブン銀行提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりセブン銀行のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）が行われた場合の手数料

取引日および取引時間帯		料金基準	取引先手数料
平日	8:00～ 8:45	取引 1 件につき	220円
	8:45～18:00	取引 1 件につき	110円
	18:00～21:00	取引 1 件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引 1 件につき	220円
	9:00～14:00	取引 1 件につき	110円
	14:00～21:00	取引 1 件につき	220円
日曜	8:00～21:00	取引 1 件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引 1 件につき	220円

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。

(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

コンビニATM2社提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりコンビニATM2社（㈱イーネット・㈱ローソン銀行）のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）を行った場合の手数料

取引日および取引時間帯		料金基準	取引先手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日曜	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。

(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

成年後見支援貯金にかかる手数料

商品	項目	手数料
成年後見支援貯金 (普通貯金) 成年後見支援貯金無利息型 (決済用)	口座開設手数料	11,000円
	口座管理手数料(年額)	無料
	その他手数料	振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合、当組合所定の取扱手数料

未利用口座にかかる管理手数料

2021年10月1日以降に開設され、2年間ご利用のない残高10,000円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料

商品	手数料
普通貯金口座(一般・総合・営農・子ども) 貯蓄貯金口座	年間1,320円

J A ネットバンク(個人向けインターネットバンキング)による取引手数料

月額手数料	無料					
振込手数料	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関	
	3万円未満	無料	無料	110円	220円	220円
	3万円以上	無料	無料	220円	220円	330円
振替手数料	無料					

法人J A ネットバンク(法人・個人事業主向けインターネットバンキング)による取引手数料

月額手数料	基本サービス		1,100円/月			
	基本サービス+データ伝送サービス		3,300円/月			
振込手数料・総合振込手数料	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関	
	3万円未満	無料	無料	110円	220円	220円
	3万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
給与・賞与振込手数料	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関	
	1件あたり	無料	無料	110円	110円	330円

※基本サービス：残高照会・入出金明細照会・振込・振替・ペイジー払込

※データ伝送サービス：総合振込・給与賞与振込・口座振替・取引状況照会

貸出関係手数料

一 般 資 金			
対象資金：住宅関連資金以外の資金すべて。地公等・貯金担保・共済担保・農業制度資金、災害資金は無料			
項 目	料金基準	金 額	備 考
貸出事務手数料			
証書貸付	1 件	3,300円	カードローン証書化は無料
手形・当座貸越	1 件	3,300円	約定返済型への切替は無料
手形割引	1 件	1,100円	
債務保証	1 件	1,100円	
繰上返済			
一部繰上返済			
窓口扱い	1 回	6,600円	留保金の繰上返済は無料
I B 扱い	1 回	無 料	
全額繰上返済			
実行日から10年以内	1 件	3,300円	
実行日から10年超	1 件	無 料	
残存期間1年未満	1 件	無 料	
貸出条件変更手数料 ※変更日が同日で複数の条件変更を行う場合は1回			
金利の変更	1 回	6,600円	固定から変動、変動から固定への変更または金利引下げ等
その他の条件変更	1 回	6,600円	※一部の条件変更を除く
発行手数料			
残高証明書	1 通	550円	
融資見込証明書	1 通	5,500円	

住 宅 関 連 資 金			
対象資金：一般住宅資金、特別事業資金、J A 賃貸住宅ローン、J A 農泊ローン、J A 住宅ローン			
項 目	料金基準	金 額	備 考
貸出事務手数料			
証書貸付	1 件	33,000円	住宅ローン・住宅資金・特別事業資金・J A 賃貸・J A 農泊
繰上返済・貸出返済条件変更手数料			
一部繰上返済			
窓口扱い	1 回	6,600円	留保金の繰上返済は無料
I B 扱い	1 回	無 料	
全額繰上返済			
実行日から10年以内	1 件	6,600円	
実行日から10年超	1 件	無 料	
残存期間1年未満	1 件	無 料	
貸出条件変更手数料 ※変更日が同日で複数の条件変更を行う場合は1回			
金利の変更	1 回	6,600円	固定から変動、変動から固定への変更または金利引下げ等
住宅ローンの「固定変動選択型」の固定選択	1 回	6,600円	借入当初の固定選択時は無料
その他の条件変更	1 回	6,600円	※一部の条件変更を除く
発行手数料			
残高証明書	1 通	550円	
融資見込証明書	1 通	5,500円	
住宅取得控除証明書	1 通	無 料	

※各手数料は、消費税10%の税込表示となっております。

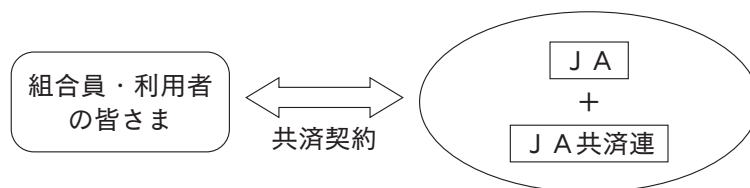
事業のご案内（共済事業）

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成17年4月1日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

事業のご案内（購買事業）

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

各地区を担当する営農指導員「TAC」が野菜づくりのアドバイスも行っています。

事業のご案内（販売事業）

販売事業は、農家が生産した農畜産物を取りまとめ、首都圏をはじめとして共同販売や直売所等による地産地消の取り組みを行い、消費者の皆さまへ安全で高品質、新鮮な農畜産物をお手頃な価格で提供することを目的とする事業です。今後とも、優良な農畜産物の提供を心掛けていきます。

また、「地産地消」の取り組みとして、管内8カ所に当 J A 直営の農産物直売所を開設してのほか、管内の A コープ、ポケットファームときどき、スーパーなどヘインショップ直売所も出店し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた安全・安心・新鮮な農産物の提供を行っています。

事業のご案内（保管事業）

低温倉庫に米・麦の集約保管を計画的に実行し、各倉庫の有効利用に努めています。

事業のご案内（加工事業）

加工事業では、「地産地消」「原料生産者の顔の見える素材を生かした加工品づくり」をテーマに、管内生産者の農産物を主原料とした味噌類・ジュース類・ジャム類・ジェラート・梅干・餅を当JAで製造する他、焼酎類・ゼリー類・トマトジュースも外部委託製造し、管内外で販売しています。

農業経営に付加価値を取り込むことで、農業所得向上・経営改善を図ることを目的としている事業です。

事業のご案内（利用事業）

共同利用施設などを組合員が利用し、その利用に応じ一定の利用料を受け入れる事業で、施設そのものの貸与あるいは施設における労役の提供と、それに伴う材料の消費などが生ずることがあります。

当JAでは、ライスセンター、集荷場などの施設利用の他、葬祭、宅配、農業機械などの利用事業があります。

事業のご案内（指導事業）

農産物の育成方法をはじめとする、組合員の営農活動を支援する営農指導と、組合員や地域のみなさまの豊かなくらしづくりを支える生活指導を行うことで、ほかのJA事業の基盤となる事業です。

なかでも営農指導事業は、農業経営全般の相談・指導など、その業務は幅広く、①農業生産技術指導 ②農業経営指導 ③部会等の組織育成強化 ④共同利用施設の運営・指導などがあります。

また、組合員への出向活動を強化するために、営農相談員を設置し「TAC」という愛称で、情報提供・提案活動を継続的積極的に行っています。

事業のご案内（その他の事業）

◇資産管理事業

組合員のより良い資産継承のために、相続や土地利用などの相談活動を行っています。また、管理を受託している賃貸物件については、幅広い広告媒体を通じて入居募集を展開しています。

◇旅行事業

組合員とその家族及び地域住民の豊かな暮らしを実現する上で、大きな役割を果たしているのが旅行事業です。国内旅行から海外旅行まで、取り扱っています。

協同会社

◇有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

有限会社ジェイエイ水戸グループサービスは、2002年6月に設立した当JAの子会社です。

Aコープ店舗事業、食材宅配事業などを主要事業とし、組合員・利用者の皆さまに喜ばれる商品の提供に努めています。

法人名	所在地・電話	主要事業内容	設立(出資)年月日	資本金(出資金)	当組合出資比率(%)
有限会社 ジェイエイ 水戸グループ サービス	東茨城郡城里町大字 石塚字杉合1146番地1 TEL 029-291-5137	Aコープ店舗事業(Aコープ常北、Aコープかつら) 食材事業(食材センター)	2002年 6月1日	9,000 千円	100 %

◇JA水戸アグリサポート株式会社

JA水戸アグリサポート株式会社は、2015年2月に設立した当JAの子会社です。

当JA管内において、農業従事者の高齢化や後継者不足とともに、耕作放棄地の発生が課題となっている状況を踏まえ、JAの施設利用事業の経営資源を最大限に活用し、組合員の設備投資や労力の負担軽減の一翼を担うため、JAを主体とする農業法人を設立し、地域農業の担い手として農業振興に取り組んでいます。

法人名	所在地・電話	主要事業内容	設立(出資)年月日	資本金(出資金)	当組合出資比率(%)
JA水戸 アグリサポート 株式会社	水戸市渡里町3832番地 TEL 029-246-6222	農作業の受委託、 共同利用施設の運営管理、 農産物の生産販売	2015年 2月19日	9,900 千円	96 %

JAの概況・組織

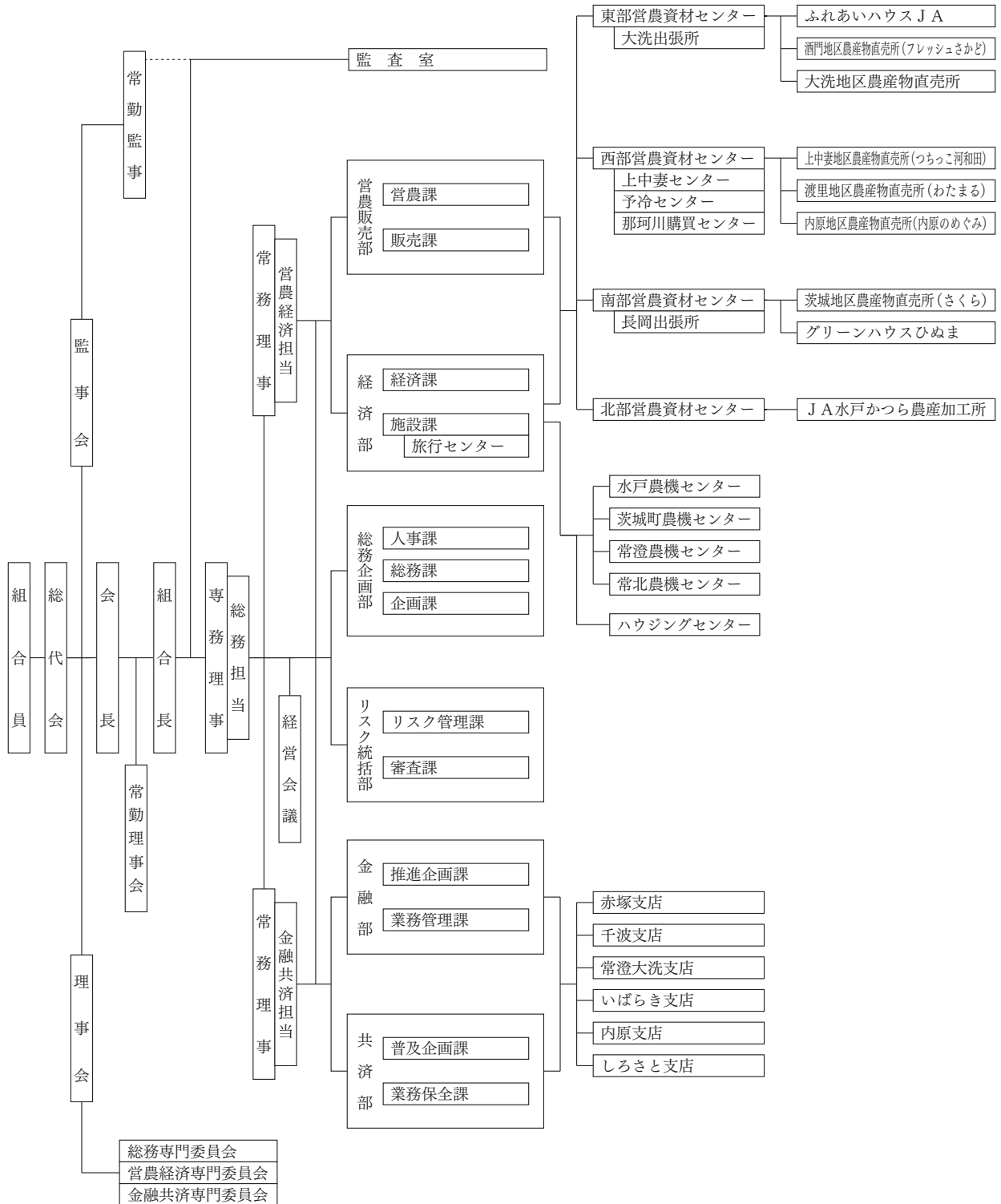
沿革（あゆみ）

時代年号	西 暦	月	日	主 な で き こ と
平成5年	(1993年)	8月	1日	水戸地域7JAが広域合併し、「水戸農業協同組合」（愛称：JA水戸）が発足
		8月	5日	JA水戸開所式
平成6年	(1994年)	8月	1日	初の特定優良賃貸住宅管理開始
平成7年	(1995年)	5月	15日	JA県経済連との共同施行により、JA祭典水戸がスタート
平成8年	(1996年)	8月	2日	ライフアドバイザーのふれあいLA進発式
		10月	11日	JA水戸のオリジナル米「水戸っ穂」がデビュー
		5月	14日	JA水戸改革を専門的に検討する組織再編特別委員会設置
平成9年	(1997年)	8月	14日	手づくりの郷かつらで、低カロリージェラート販売開始
		11月	17日	支店統合再編に向け検討する経営改善（アタック21）特別委員会設置
		8月	1日	合併5周年記念日（県下では45JA、うち広域JAは14）
平成10年	(1998年)	11月	1日	第1次支店の統合再編（上中妻、常北、かつらの3地区）
		3月	16日	初のJA水戸農業振興大会
平成11年	(1999年)	7月	1日	第2次支店の統合再編（渡里、常澄、内原の3地区）
		7月	15日	訪問介護サービスセンター（まごころ）開所式及びまごころカー出発式
		10月	1日	生産資材全般のJA水戸県域戸別配送オープンセレモニー
		11月	6日	渡里地区農産物直売所オープン
		6月	16日	生協店舗「コープフレール水戸」内に常設のJA水戸地場野菜直売所を開設
平成12年	(2000年)	6月	22日	新しい経営改善（アタック21）特別委員会設置
		7月	1日	第3次支店の統合再編（酒門、長岡の2地区・3ヵ年計画で支店の統合再編終了）
		11月	18日	上中妻地区農産物直売所（愛称：つちっこ河和田）オープン
平成13年	(2001年)	2月	20日	JA水戸オリジナル加工商品「水戸の三色干しいも」が登場
		11月	1日	合併後初の全組合員対象とした増資運動スタート
		11月	18日	酒門地区農産物直売所（愛称：フレッシュさかど）オープン
平成14年	(2002年)	2月	1日	JA水戸広報紙「協同の心」が2月号で第100号発行
		6月	1日	有限会社ジェイエイ水戸グループサービスが発足
		11月	30日	合併10周年記念式典
平成15年	(2003年)	7月	23日	JA水戸女性部設立総会
		9月	2日	本格的なJA水戸ホームページが開設
		10月	30日	女性部茨城支部フレッシュミズ設立総会
		11月	4日	信用オンラインシステム（JASTEM）が稼動
平成16年	(2004年)	1月	26日	かつら地区大豆乾燥施設竣工式
		2月	2日	新築の緑岡支店が営業開始
		2月	21日	大洗海・山直売センター「いきいき」オープン
平成17年	(2005年)	3月	25日	フードスクエアカスミ水戸赤塚店内に農産物直売所開設
		4月	26日	第12回通常総代会で合併後初の出資配当が可決に
		7月	1日	大洗町地域限定芋焼酎「大洗」を発売開始
		7月	29日	JA水戸女性大学開校
		12月	26日	JA水戸防犯パトロール出発式
平成18年	(2006年)	3月	31日	茨城地区農産物直売所（愛称：さくら）オープン
		7月	7日	内原地区農産物直売所（愛称：内原のめぐみ）オープン
		11月	17日	干しいも用のサツマイモを使った3種芋焼酎「一人笑」「二人笑」「三人笑」を発売
平成19年	(2007年)	2月	14日	初のJA水戸農産物直売所出荷者大会
平成20年	(2008年)	2月	1日	平成20年度定期人事異動に伴い、管理支援センター、総合サービスセンターを開設
		2月	6日	紫芋の新品種「九州137号」使った芋焼酎「華むら咲」を発売

平成20年	(2008年)	12月	8日	総合サービスセンター新店舗オープン
平成21年	(2009年)	2月	1日	貯金残高1,000億円達成記念式典
		5月	24日	水戸献血連合会総会で当組合の社会貢献活動が評価され、表彰状を授与
		12月	7日	ひめま営農資材センター新事務所がオープン
平成22年	(2010年)	8月	27日	コシヒカリ「J A水戸」が発売
平成23年	(2011年)	3月	24日	東日本大震災により被災された組合員を対象とした緊急融資の実施
		4月	29日	大洗地区農産物直売所リニューアルオープン
平成24年	(2012年)	4月	21日	いきいき健康づくりプロジェクトがスタート
		7月	2日	J A水戸合併20周年記念旅行
		10月	27日	第1回J A水戸ウォーキング大会
平成25年	(2013年)	7月	6日	J A水戸合併20周年記念式典
		9月	1日	総合ポイントサービス・直売所ポイントサービスがスタート
		10月	31日	内原播田実発電所通電式
平成26年	(2014年)	4月	24日	特別栽培米おにぎりを販売開始
		6月	14日	初代J A水戸・地域農業応援大使が活動開始
平成27年	(2015年)	1月	9日	「J A水戸オウエン」を商標登録
		2月	18日	J A水戸アグリサポート(株)が設立
		7月	9日	茨城町農業公社が設立
平成28年	(2016年)	5月	27日	茨城町産メロンをマレーシアに輸出開始
		8月	22日	1事業所1協同活動がスタート
		10月	22日	初の農業機械・農業資材合同展示会
平成29年	(2017年)	9月	1日	J A水戸農家の店しんしん内原店オープン
		10月	30日	常澄ライスセンター竣工式
平成30年	(2018年)	2月	7日	「水戸の柔甘ねぎ」がGI登録
		3月	22日	「水戸のねぎ」が県銘柄産地指定
令和元年	(2019年)	2月	16日	「水戸の柔甘ねぎ」「いばらきキッス」を首相官邸でPR
		5月	17日	茨城町産メロン「愛ちゃんメロン」が香港で店頭販売
令和2年	(2020年)	5月	25日	常北・かつら地区、茨城・ひめま地区、常澄・大洗地区の支店統廃合により、新たにしろさと支店・いばらき支店・常澄大洗支店がオープン
		11月	24日	南部営農資材センターにて資材館リニューアルオープン
令和3年	(2021年)	6月	8日	水戸市産 水戸乃梅「ふくゆい」出荷開始
		11月	14日	酒門支店と緑岡支店を統合し、千波支店として新設
令和4年	(2022年)	8月	24日	有機資材活用促進セミナーを開催
		12月	9日	酒門地区農産物直売所「フレッシュさかど」がリニューアルオープン
令和5年	(2023年)	6月	30日	「物流の2024年問題」に関する研修会を実施
		11月	27日	本店金融窓口と上中妻支店、渡里支店の統廃合により、新たに本店建屋内に赤塚支店がオープン
令和6年	(2024年)	1月	24日	有機農業研究会を設立

機構図

(令和6年5月18日現在)



役員構成

(令和6年5月1日現在)

役 職 名	氏 名	摘 要
代表理事会長	八木岡 努	渡里地区・総務専門委員
代表理事組合長	園部 優	渡里地区
代表理事専務	海老沢幸洋	ひぬま地区
常務理事（営農経済担当）	植木 隆一	実務精通役員
常務理事（金融共済担当）	宮田 清	実務精通役員・信用事業専任
常任理事（非常勤）	小沼 正男	大洗地区・常任理事委員長・総務専門委員
〃	和家 孝之	ひぬま地区・常任理事副委員長・金融共済専門委員
〃	大塚 茂	茨城地区・営農経済専門委員長
〃	大場 政義	内原地区・総務専門委員長
〃	小幡 利克	かつら地区・金融共済専門委員長
〃	河原井大介	常北地区・総務専門委員
〃	川原井正浩	上中妻地区・総務専門委員
〃	大谷 広城	常澄地区・営農経済専門副委員長
〃	小林 真一	緑岡地区・金融共済専門委員
〃	田寺 孝一	酒門地区・金融共済専門副委員長
理 事	清水 昭男	茨城地区・総務専門副委員長
〃	細谷 智宏	内原地区・金融共済専門委員
〃	秋山 稔	かつら地区・営農経済専門委員
〃	生井沢康代	常澄地区・金融共済専門委員
〃	小松崎陽子	上中妻地区・金融共済専門委員
〃	吉川 利弘	組合員組織代表（青年部）・営農経済専門委員
〃	山口麻衣子	常北地区・営農経済専門委員
〃	田口三智子	組合員組織代表（女性部）・総務専門委員
〃	小橋 長能	組合員組織代表（生産部会）・営農経済専門委員
〃	深作 勝久	組合員組織代表（生産部会）・営農経済専門委員
〃	綿引恵美子	組合員組織代表（女性部）・総務専門委員
〃	郡司 和彦	酒門地区・営農経済専門委員
〃	山崎 仁志	組合員組織代表（青年部）・金融共済専門委員
代表監事	藤咲 徹夫	員外
常勤監事	海野 雅文	実務精通役員
監 事	三村 信明	内原・常北・かつら地区
〃	栗橋 秀昭	水戸地区
〃	有田 和義	常澄・大洗・茨城・ひぬま地区

組合員数

(令和6年1月31日現在)
(単位：人・団体)

資格区分		令和4年度	令和5年度
正組合員数			
個人	男性	8,523	8,361
	女性	2,096	2,099
	計	10,619	10,460
法人		64	73
小計		10,683	10,533
准組合員数			
個人	男性	6,910	6,905
	女性	6,391	6,398
	計	13,301	13,303
法人または団体		103	107
小計		13,404	13,410
組合員総数			
個人	男性	15,433	15,266
	女性	8,487	8,497
	計	23,920	23,763
法人または団体		167	180
合計		24,087	23,943

組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
協力委員	1,139
女性部	370
東部支部	67
西部支部	208
南部支部	30
北部支部	65
青年部	109
水戸支部	17
常澄支部	21
大洗支部	12
茨城支部	31
内原支部	16
城里支部	12
年金友の会	6,337
水戸支部	2,234
常澄支部	753
大洗支部	77
茨城町支部	1,225
内原支部	603
常北支部	876
かつら支部	569
資産管理研究会	31
生産部会代表者連絡協議会	11
農産物直売所連絡協議会	9
水戸地域農業振興連絡協議会	21
外国人実習生受入農家連絡会	23
アスパラガス生産部会	13
有機農業研究会	30

(令和6年1月31日現在)

水戸地区

(単位：人)

組織名	構成員数
水戸園芸部会	52
ニラ部	20
ピーマン部	3
ニンジン部	14
カボチャ部	5
ナス部	20
水戸地区ねぎ生産部会	41
水戸地区ねぎ生産部会 柔甘ねぎ部	18
水戸地区いちご生産部会	5
水戸地区白菜部会	12
梅生産部会	25
上中妻地区生産組合	77
酒門営農生産組合	10
上中妻地区農産物直売部会	198
渡里地区農産物直売部会	189
酒門地区農産物直売部会	161
カスミ赤塚店直販部会	78
水戸市肥育牛部会	9
上中妻地区水田農業構造改革対策推進協議会	7
河和田地区水田農業構造改革対策推進協議会	37
山根地区水田農業構造改革対策推進協議会	15
渡里地区水田農業構造改革対策推進協議会	4
飯富地区水田農業構造改革対策推進協議会	14
上国井地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
下国井地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
田谷地区水田農業構造改革対策推進協議会	2
柳河地区水田農業構造改革対策推進協議会	5
上大野地区水田農業構造改革対策推進協議会	16
酒門地区水田農業構造改革対策推進協議会	11
吉田地区水田農業構造改革対策推進協議会	7
緑岡地区水田農業構造改革対策推進協議会	17
常磐地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
水戸市農業用プラスチック処理協議会	136
水戸市労災保険特別加入組合	268

大洗地区 (単位：人)

組織名	構成員数
大洗そ菜連合会	16
大洗甘藷生産部会	15
東部大洗苺生産部会	5
大洗地区農産物直売部会	94

茨城町地区 (単位：人)

組織名	構成員数
茨城町生産部会連絡協議会	24
茨城町いちご生産部会	15
茨城町人参部会	29
茨城町甘藷部会	19
茨城町加工馬鈴薯部会	46
茨城町メロン部会	41
茨城町こだわりメロン研究部	10
茨城町加工トマト生産部会	13
茨城町三つ葉部会	6
茨城町栗生産部会	24
茨城町ニラ生産部会	21
茨城町ミニトマト部会	26
茨城町葉物部会	94
茨城町アールスメロン部会	9
ひぬま産直部会	15
茨城町肥育牛部会	4
茨城町キャベツ生産部会	23
茨城地区生産直売所部会	64
茨城地区農産物直売部会	158
カスミ水戸南店直販部会	36
茨城町銘柄確立推進協議会	13
茨城町農畜産物生産流通対策協議会	28
茨城町農業労災保険特別加入組合	64
茨城町麦・大豆作付集落連絡協議会	15

内原地区 (単位：人)

組織名	構成員数
内原イチゴ生産部会	10
内原加工ナス部会	6
内原地区農産物直売部会	154
杉崎町営農組合	96
小林町営農組合	53
中原営農組合	40
播田実営農組合	70

常澄地区 (単位：人)

組織名	構成員数
常澄地区園芸部会連絡協議会	37
東部常澄苺生産部会	9
東部蔬菜生産部会	7
常澄胡瓜生産部会	7
常澄南ハウス園芸生産部会	2
常澄トルコギキョウ販売部会	5
常澄ふれあいハウス直売部会	125
常澄ブランド米栽培研究会	13
常澄地区水稻農業航空防除隊	14

常北地区 (単位：人)

組織名	構成員数
常北地区生産部会連絡協議会	12
常北加工バレイショ部会	5
常北加工ナス部会	3
常北施設園芸部会	5
ナス部会 (※)	5
北部生姜部会	42
ニラ部会 (※)	5
しろさと直売部会	146
古内茶生産組合	8
じょうほくそば組合	5
和牛改良組合	7
常北地区環境にやさしい米づくり部会	15

※水戸園芸部会に所属

かつら地区 (単位：人)

組織名	構成員数
生産者連絡協議会	13
かつら採種部会	26
かつら梅部会	7
フローラネット城里	6
和牛改良組合	4
城里常陸大黒研究会	9
城里町茄子出荷部会	15
桂地区農林水田病虫害防除運営委員会	16

当JAの組合員組織を記載しています。

地区一覧

(令和6年5月1日現在)

当組合の地区は、茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町の内、大字石塚、大字那珂西、大字上泉、大字増井、大字磯野、大字上入野、大字上青山、大字下青山、大字春園、大字小坂、大字勝見沢、大字上古内、大字下古内、大字上坏、大字下坏、大字粟、大字北方、大字高久、大字錫高野、大字孫根、大字岩船、大字高根、大字阿波山、大字下阿野沢、大字上阿野沢、大字御前山、大字高根台が区域となっています。

店舗等のご案内

★印がATM併設店舗です。

●本店

(令和6年5月1日現在)

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	F A X
本店	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5111(代)	254-9370(代)
監査室	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5114	254-9370
総務企画部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5111	254-9370
リスク統括部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5115	254-9370
営農販売部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9353	254-9373
経済部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9354	254-9373
金融部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5116	254-9371
共済部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5117	254-9371
旅行センター	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9352	350-6155

●支 店

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	F A X
赤塚支店★	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-7935	350-5760
千波支店★	310-0851	水戸市千波町1867	241-2711	241-2712
常澄大洗支店★	311-1115	水戸市大串町1203	269-2446	269-2836
いばらき支店★	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-0011	292-0936
内原支店★	319-0315	水戸市内原1-210	259-2308	259-3878
しろさと支店★	311-4303	東茨城郡城里町石塚572-1	288-2067	288-2049

●ATM

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	管理元店舗
J A全農いばらきATM	311-3155	東茨城郡茨城町下土師1950	292-0011	いばらき支店
大洗出張所ATM	311-1313	東茨城郡大洗町成田町208	269-2446	常澄大洗支店
南部営農資材センターATM	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-26	292-0011	いばらき支店
北部営農資材センターATM	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	288-2067	しろさと支店
酒門地区農産物直売所ATM	310-0841	水戸市酒門町1358-1	241-2711	千波支店
上中妻センターATM	311-4143	水戸市大塚町1261-3	254-7935	赤塚支店
渡里地区農産物直売所ATM	310-0902	水戸市渡里町2929	254-7935	赤塚支店

●営農資材センター

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	F A X
東部営農資材センター	311-1115	水戸市大串町1203	269-2430	269-2185
大洗出張所	311-1313	東茨城郡大洗町成田町208	266-2663	266-2249
西部営農資材センター(上中妻センター)	311-4143	水戸市大塚町1261-3	251-8621	251-8564
予冷センター	311-4155	水戸市飯島町1309-4	252-2525	255-5116
那珂川購買センター	311-4206	水戸市飯富町4436-1	229-7391	229-7312
J A水戸農家の店しんしん内原店	319-0315	水戸市内原1-210	257-0501	257-0502
南部営農資材センター	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-1	293-6166	293-6119
長岡出張所	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-1313	292-0064
北部営農資材センター	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	289-2712	289-4307

●農機センター

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	F A X
水戸農機センター	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9359	252-2076
常澄農機センター	311-1115	水戸市大串町1203	269-3727	240-5009
茨城町農機センター	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-6054	292-6184
常北農機センター	311-4303	東茨城郡城里町石塚580-1	288-7062	303-6632

●ハウジングセンター

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
ハウジングセンター	310-0805	水戸市中央1-6-32	350-1800	350-1801

●祭典センター

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
祭典センター（本社）	319-0206	笠間市安居字下平2700-1	0299-45-8001	0299-37-6462
祭典センター（赤塚）	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9357	252-2536
東水戸ホール	310-0836	水戸市元吉田町1521-5	247-5942	304-1110
おくのやホール	311-3156	東茨城郡茨城町奥谷1883	219-0983	219-0133
中央水戸ホール	310-0851	水戸市千波町2770-43	297-7722	297-7725
城里ホール	311-4303	東茨城郡城里町石塚1694	291-4194	291-4193

●農産物直売所

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
ふれあいハウス」A	311-1132	水戸市東前町690	269-5267	269-5267
グリーンハウスひぬま	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-26	293-6606	293-6606
上中妻地区農産物直売所「つちっこ河和田」	311-4153	水戸市河和田町3008	254-5025	254-5025
渡里地区農産物直売所「渡里のマルシェ『わたまる』」	310-0902	水戸市渡里町2929	231-2544	231-2544
酒門地区農産物直売所「フレッシュさかど」	310-0841	水戸市酒門町1358-1	247-0055	247-0055
大洗地区農産物直売所 （大洗海・山直売センター「いきいき」内）	311-1301	東茨城郡大洗町磯浜町8253-18	266-0831	266-0831
茨城地区農産物直売所「さくら」	311-3114	東茨城郡茨城町大戸3425-8	219-0330	219-0335
内原地区農産物直売所「内原のめぐみ」	319-0315	水戸市内原1-210	259-3666	259-3666

●農業関連施設・加工所

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
上中妻ライスセンター	311-4155	水戸市飯島町1309	254-8611	254-8611
那珂川流域ライスセンター	310-0902	水戸市渡里町3827-1	228-0005	228-0005
常北ライスセンター	311-4311	東茨城郡城里町増井1501-2	288-4599	288-4599
常澄ライスセンター	311-1114	水戸市塩崎町1200-2	297-2237	297-2237
内原ライスセンター	319-0323	水戸市鯉淵町3486-2	259-3378	259-3378
内原育苗センター	319-0323	水戸市鯉淵町5113-82	259-6588	259-6588
城之内集出荷場	311-3138	東茨城郡茨城町城之内673	293-9770	293-9775
かつら農産加工所	311-4344	東茨城郡城里町阿波山653-1	289-4547	289-4547
かつら種子センター	311-4344	東茨城郡城里町阿波山653	289-4705	289-4705

●(有)ジェイエイ水戸グループサービス

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
本社	311-4303	東茨城郡城里町石塚1146-1	291-5137	291-5138
Aコープ常北	311-4303	東茨城郡城里町石塚1157	288-3334	288-3335
Aコープかつら	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	289-2880	289-4416
長岡食材センター	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-7576	292-7576

●JA水戸アグリサポート(株)

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
本社	310-0902	水戸市渡里町3832	246-6222	246-6303

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。（令和6年5月1日現在）

会計監査人の名称

みのり監査法人（令和6年5月1日現在）所在地：東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

役員等の報酬体系

役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	53	4

対象役員 (注1) に対する報酬等

(注1) 対象役員は、理事30名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額 (引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額) によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上していません。

職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員及び当J Aの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるものうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

- (注2)「主要な連結子法人等」とは、当ＪＡの連結子法人等のうち、当ＪＡの連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。
- (注3)「同等額」は、令和５年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- (注4) 令和５年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和4年度 (令和5年1月31日現在)	令和5年度 (令和6年1月31日現在)
1. 信用事業資産	147,421,696	141,392,411
(1) 現金	540,020	561,221
(2) 預金	106,069,657	100,299,235
系統預金	106,056,588	100,283,652
系統外預金	13,068	15,583
(3) 有価証券	1,093,870	1,692,628
国債	1,093,870	1,692,628
(4) 貸出金	39,110,819	38,271,894
(5) その他の信用事業資産	642,188	611,508
未収収益	605,589	584,509
その他の資産	36,599	26,998
(6) 貸倒引当金	▲34,859	▲44,075
2. 共済事業資産	846	1,138
(1) その他の共済事業資産	846	1,138
3. 経済事業資産	1,408,861	1,242,981
(1) 経済事業未収金	682,403	655,583
(2) 経済受託債権	23,532	14,937
(3) 棚卸資産	607,963	502,085
購買品	341,949	296,236
販売品 (米)	220,198	156,295
宅地等	30,950	30,950
その他棚卸資産	14,866	18,604
(4) その他の経済事業資産	121,074	109,069
(5) 貸倒引当金	▲26,112	▲38,695
4. 雑資産	379,791	324,955
(1) 雑資産	379,791	324,955
5. 固定資産	5,180,978	5,096,781
(1) 有形固定資産	5,173,932	5,090,420
建物	4,355,827	4,409,045
機械装置	1,187,855	1,200,551
土地	3,772,356	3,664,372
リース資産	3,878	—
その他の有形固定資産	686,885	728,232
減価償却累計額	▲4,832,869	▲4,911,780
(2) 無形固定資産	7,045	6,360
その他の無形固定資産	7,045	6,360
6. 外部出資	3,534,500	3,534,000
(1) 外部出資	3,534,500	3,534,000
系統出資	3,319,410	3,319,410
系統外出資	196,590	196,090
子会社等出資	18,500	18,500
7. 繰延税金資産	167,693	154,406
資産の部合計	158,094,368	151,746,675

(単位：千円)

負債の部	令和4年度(令和5年1月31日現在)	令和5年度(令和6年1月31日現在)
1. 信用事業負債	147,256,625	140,777,476
(1) 貯金	145,633,907	139,606,997
(2) 借入金	1,013,099	1,008,640
(3) その他の信用事業負債	609,618	161,839
未払費用	10,273	9,887
その他の負債	599,345	151,951
2. 共済事業負債	506,211	561,773
(1) 共済資金	262,328	315,135
(2) 未経過共済付加収入	243,539	246,616
(3) その他の共済事業負債	342	21
3. 経済事業負債	785,499	652,843
(1) 経済事業未払金	423,074	351,189
(2) 経済受託債務	238,353	161,350
(3) その他の経済事業負債	124,072	140,303
4. 雑負債	382,772	501,524
(1) 未払法人税等	50,642	95,560
(2) 資産除去債務	8,166	23,770
(3) その他の負債	323,963	382,193
5. 諸引当金	395,905	372,211
(1) 賞与引当金	31,202	31,063
(2) 退職給付引当金	144,678	135,510
(3) 役員退職慰労引当金	19,424	23,782
(4) 特例業務負担金引当金	200,600	181,855
6. 再評価にかかる繰延税金負債	750,052	727,120
負債の部合計	150,077,066	143,592,948
純資産の部		
1. 組合員資本	6,172,329	6,358,790
(1) 出資金	3,312,512	3,267,417
(2) 利益剰余金	2,902,230	3,159,219
利益準備金	1,296,654	1,346,654
その他利益剰余金	1,605,575	1,812,565
税効果調整積立金	142,910	137,669
経営基盤安定化積立金	600,000	600,000
事業再構築積立金	520,000	658,000
営農経済事業積立金	50,000	50,000
当期末処分剰余金	292,664	366,895
(うち当期剰余金)	(104,647)	(228,861)
(3) 処分未済持分	▲42,413	▲67,846
2. 評価・換算差額金	1,844,973	1,794,935
(1) その他有価証券評価差額金	▲65,907	▲55,487
(2) 土地再評価差額金	1,910,880	1,850,422
純資産の部合計	8,017,302	8,153,726
負債及び純資産の部合計	158,094,368	151,746,675

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度(令和4年2月1日から令和5年1月31日)		令和5年度(令和5年2月1日から令和6年1月31日)		
1. 事業総利益			2,513,123		2,470,710
事業収益		6,275,928		6,407,449	
事業費用		3,762,804		3,936,739	
(1) 信用事業収益		1,042,470		1,056,524	
資金運用収益	977,956		959,117		
(うち預金利息)	(571,905)		(550,406)		
(うち有価証券利息)	(5,358)		(11,498)		
(うち貸出金利息)	(367,156)		(361,077)		
(うちその他受入利息)	(33,536)		(36,134)		
役務取引等収益	36,956		37,937		
その他事業直接収益	-		8,595		
その他経常収益	27,557		50,874		
(2) 信用事業費用		178,674		160,405	
資金調達費用	26,028		21,528		
(うち貯金利息)	(20,906)		(18,632)		
(うち給付補填備金繰入)	(526)		(567)		
(うちその他支払利息)	(4,596)		(2,329)		
役務取引等費用	12,811		12,774		
その他事業直接費用	-		7,002		
その他経常費用	139,834		119,100		
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)		(9,216)		
(うち貸倒引当金戻入額)	(▲6,745)		(-)		
(うち貸出金償却)	(37,011)		(2,107)		
信用事業総利益			863,795		896,119
(3) 共済事業収益		726,860		694,717	
共済付加収入	661,577		640,806		
その他の収益	65,283		53,910		
(4) 共済事業費用		39,573		39,630	
共済推進費	15,810		15,654		
共済保全費	6,338		6,827		
その他の費用	17,425		17,147		
共済事業総利益			687,287		655,086
(5) 購買事業収益		3,325,386		3,326,231	
購買品供給高	3,186,174		3,181,135		
購買手数料	37,100		32,028		
修理サービス料	71,802		79,919		
その他の収益	30,309		33,147		
(6) 購買事業費用		2,861,555		2,837,935	
購買品供給原価	2,778,799		2,750,651		
購買品供給費	35,556		35,659		
修理サービス費	27,210		29,153		
その他の費用	19,989		22,471		
(うち貸倒引当金繰入額)	(10,718)		(11,659)		
購買事業総利益			463,831		488,296
(7) 販売事業収益		635,137		743,825	
販売品販売高	343,024		443,036		
販売手数料	234,693		240,514		
その他の収益	57,419		60,273		
(8) 販売事業費用		310,700		507,578	
販売品販売原価	227,389		307,957		
販売費	16,961		143,578		
その他の費用	66,349		56,043		
販売事業総利益			324,437		236,246
(9) 保管事業収益		26,620		23,432	
(10) 保管事業費用		9,660		9,445	
保管事業総利益			16,959		13,986

(単位：千円)

科 目	令和4年度(令和4年2月1日から令和5年1月31日)		令和5年度(令和5年2月1日から令和6年1月31日)	
(11) 加工事業収益		28,895		31,168
(12) 加工事業費用		15,536		17,389
加工事業総利益			13,358	13,779
(13) 利用事業収益		181,735		190,697
(14) 利用事業費用		89,716		91,546
利用事業総利益			92,019	99,151
(15) 宅地等供給事業収益		29,296		28,334
(16) 宅地等供給事業費用		5,031		5,383
宅地等供給事業総利益			24,265	22,950
(17) その他事業収入		275,376		307,155
(18) その他事業支出		235,874		252,211
その他事業総利益			39,501	54,944
(19) 指導事業収入		25,502		27,477
(20) 指導事業支出		37,835		37,329
指導事業収支差額			▲12,332	▲9,851
2. 事業管理費			2,294,672	2,200,050
(1) 人件費	1,730,751			1,604,269
(2) 業務費	189,718			193,209
(3) 諸税負担金	54,555			55,245
(4) 施設費	317,535			344,709
(5) その他事業管理費	2,111			2,616
事業利益			218,451	270,660
3. 事業外収益			183,905	202,927
(1) 受取雑利息		1,867		2,997
(2) 受取出資配当金		64,076		64,076
(3) 賃貸料		44,971		35,247
(4) 売電収益		63,698		69,892
(5) 雑収入		9,292		30,712
4. 事業外費用			54,479	83,526
(1) 支払雑利息		0		-
(2) 寄付金		571		1,058
(3) 賃貸関連費用		22,027		19,166
(4) 売電費用		28,893		27,932
(5) 雑損失		2,987		35,369
経常利益			347,877	390,060
5. 特別利益			4,980	1,178
(1) 固定資産処分益		-		1,178
(2) 一般補助金		4,980		-
6. 特別損失			226,916	67,330
(1) 固定資産処分損		3,754		11,129
(2) 固定資産圧縮損		4,980		-
(3) 減損損失		218,182		55,701
(4) その他の特別損失		-		499
税引前当期利益			125,941	323,908
法人税、住民税及び事業税		63,727		108,644
法人税等調整額		▲42,433		▲13,597
法人税等合計額			21,294	95,047
当期剰余金			104,647	228,861
前期繰越剰余金		63,480		72,335
会計方針の変更による累積的影響額		▲30,382		-
遡及処理後当期首繰越剰余金			33,098	72,335
税効果調整積立金取崩額			3,483	5,241
土地再評価差額金取崩額			151,435	60,457
当期末処分剰余金			292,664	366,895

(注) 「事業収益」、「事業費用」は各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去して表示しています。

令和4年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

子会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

○耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに将来予測等必要な修正として、当該損失率に比してより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。
- (5) 収益及び費用の計上基準
 主要な事業における収益の計上基準
 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ① 購買事業
 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 販売事業
 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③ 保管事業
 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ 加工事業
 組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 利用事業
 ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥ 宅地等供給事業
 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
- ⑦ 直売所（販売事業・その他事業）
 当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑧ 指導事業
 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及

び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

〈収益認識に関する会計基準等の適用〉

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 米穀共同計算にかかる収益認識

米穀の県域共同計算において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識していましたが、県域全体での販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

(4) 購買事業における利用券の会計処理

購買事業において、J A水戸共通利用券は、従来は購買事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、30,382千円減少しております。また、当事業年度の購買事業収益が790,095千円、購買事業費用が790,095千円減少、販売事業収益が58,081千円、販売事業費用が55,852千円減少、利用事業収益が601,787千円、利用事業費用が601,787千円減少しております。これにより当事業年度の事業収益が1,449,964千円、事業費用が1,447,735千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が2,228千円それぞれ減少しております。

〈時価の算定に関する会計基準等の適用〉

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたつ

て適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 167,910千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 218,182千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 60,972千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は843,936千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	384,865千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	1,432千円
子会社等に対する金銭債務の総額	242,467千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	25,196千円
--------------------	----------

- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は55,932千円、危険債権額は43,851千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。また、貸出条件緩和債権額は915千円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は100,699千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 ・ ・ ・ 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
・ ・ ・ 1,725,800千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	55,430千円
うち事業取引高	36,031千円
うち事業取引以外の取引高	19,399千円
② 子会社等との取引による費用総額	158,362千円
うち事業取引高	154,816千円
うち事業取引以外の取引高	3,546千円

- (2) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部酒門センター、東部常澄センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
上中妻支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
渡里支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
飯富農機格納庫	賃貸用固定資産	土地、建物	業務外固定資産
旧吉田支店	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
石原倉庫	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

上中妻支店及び渡里支店については令和5年度に店舗統廃合を予定しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落により減損の兆候に該当し、飯富農機格納庫、旧吉田支店及び石原倉庫については賃貸用固定資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
上中妻支店	30,621千円	24,971千円	5,649千円
渡里支店	105,055千円	104,488千円	566千円
飯富農機格納庫	1,772千円	1,733千円	38千円
旧吉田支店	80,556千円	80,556千円	—
石原倉庫	178千円	178千円	—
合 計	218,182千円	211,927千円	6,254千円

④ 回収可能価額の算定方法

- 上中妻支店、渡里支店及び飯富農機格納庫の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は5.21%です。
- 旧吉田支店の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。
- 石原倉庫の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が112,020千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	106,069,657	106,060,908	▲8,749
有価証券			
その他有価証券	1,093,870	1,093,870	—
貸出金	39,110,819		
貸倒引当金(*1)	▲34,859		
貸倒引当金控除後	39,075,959	39,129,496	53,536
資産計	146,239,487	146,284,274	44,787
貯 金	145,633,907	145,588,060	▲45,847
負債計	145,633,907	145,588,060	▲45,847

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	3,534,500
合 計	3,534,500

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	106,056,588	-	-	-	-	-
有価証券						
その他の証券のうち 満期があるもの	100,000	-	-	-	-	1,100,000
貸出金（*1、*2）	2,482,954	2,056,691	1,916,394	1,803,817	1,702,669	28,977,003
合 計	108,652,611	2,056,691	1,916,394	1,803,817	1,702,669	30,077,003

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）284,863千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等171,289千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	135,056,358	4,458,917	5,458,280	358,594	301,756	-
合 計	135,056,358	4,458,917	5,458,280	358,594	301,756	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額（*）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	100,350	99,984	365
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	993,520	1,084,791	▲91,271
合 計	1,093,870	1,184,776	▲90,906

*上記評価差額から繰延税金資産24,999千円を加えた額▲65,907千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	154,722千円
退職給付費用	89,434千円
退職給付の支払額	▲26,100千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲57,172千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲16,204千円
期末における退職給付引当金	144,678千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,348,457千円
特定退職金共済制度	▲791,708千円
確定給付型年金制度	▲412,070千円
未積立退職給付債務	144,678千円
退職給付引当金	144,678千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	89,434千円
退職給付費用	89,434千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21,894千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、224,619千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	2,545千円
未収利息	3,322千円
生産部会助成金	36,997千円
年度未賞与	13,084千円
年度未賞与対応未払社会保険料	2,059千円
賞与引当金	8,580千円
賞与対応未払社会保険料	1,396千円
役員退職慰労引当金	5,341千円
特例業務負担金引当金	55,165千円
減価償却（減損損失分）	16,358千円
資産除去債務	2,245千円
未払事業税	3,704千円
退職給付引当金	39,786千円
土地（減損損失分）	14,233千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	24,999千円
その他	661千円
繰延税金資産小計	238,723千円
評価性引当額	▲70,813千円

繰延税金資産合計 (A)	167,910千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲216千円
繰延税金負債合計 (B)	▲216千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	167,693千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲7.0
住民税均等割額	4.2
評価性引当額の増減	▲8.4
その他	▲1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9%

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

I 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

II 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は699,273千円です。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

子会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

(5) 収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑥ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
 - ⑦ 直売所（販売事業・その他事業）
当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑧ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。
 - ② 米共同計算
当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。
そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。
また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。
県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 158,716千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 55,701千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 82,770千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は843,936千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	384,865千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	1,788千円
子会社等に対する金銭債務の総額	255,681千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額	14,714千円
---------------	----------

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は49,491千円、危険債権額は194,378千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は243,869千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 …… 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
…… 1,672,137千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	54,283千円
うち事業取引高	37,095千円
うち事業取引以外の取引高	17,187千円
② 子会社等との取引による費用総額	159,280千円
うち事業取引高	159,280千円
うち事業取引以外の取引高	－千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営

農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
あくつ集荷場	賃貸用固定資産	土地、建物	業務外固定資産
旧常澄SS跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧上中妻支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧渡里支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、あくつ集荷場については賃貸用固定資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地については将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
あくつ集荷場	4,582千円	4,283千円	298千円
旧常澄SS跡地	103千円	103千円	—
旧上中妻支店	22,898千円	19,136千円	3,761千円
旧渡里支店	28,118千円	22,550千円	5,567千円
合 計	55,701千円	46,074千円	9,626千円

④ 回収可能価額の算定方法

○あくつ集荷場、旧常澄SS跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

○旧上中妻支店、旧渡里支店の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び

ALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にはリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が33,851千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	100,299,235	100,281,769	▲17,465
有価証券			
満期保有目的の債券	979,768	955,050	▲24,718
その他有価証券	712,860	712,860	—
貸出金	38,271,894		
貸倒引当金（*1）	▲44,075		
貸倒引当金控除後	38,227,818	38,194,583	▲33,235
資産計	140,219,682	140,144,262	▲75,419
貯 金	139,606,997	139,511,858	▲95,138
負債計	139,606,997	139,511,858	▲95,138

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時

価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	3,534,000
合 計	3,534,000

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	100,299,235	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,000,000
その他の証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金（*1、2）	2,422,023	2,032,445	1,917,429	1,811,124	1,702,464	28,216,801
合 計	102,721,258	2,032,445	1,917,429	1,811,124	1,702,464	30,016,801

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）250,635千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等169,606千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	125,337,123	5,686,037	5,251,402	311,489	3,020,943	-
合 計	125,337,123	5,686,037	5,251,402	311,489	3,020,943	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	198,458	201,160	2,701
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	781,309	753,890	▲27,419
合 計		979,768	955,050	▲24,718

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	712,860	789,393	▲76,533
合 計		712,860	789,393	▲76,533

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債 権	297,562	8,580	▲7,002
合 計	297,562	8,580	▲7,002

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	144,678千円
退職給付費用	77,056千円
退職給付の支払額	▲13,569千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲57,030千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,624千円
期末における退職給付引当金	135,510千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,357,200千円
特定退職金共済制度	▲800,350千円
確定給付型年金制度	▲421,339千円
未積立退職給付債務	135,510千円
退職給付引当金	135,510千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	77,056千円
退職給付費用	77,056千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,006千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、195,823千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息	3,509千円
生産部会助成金	32,244千円
年度末賞与	12,982千円
年度末賞与対応未払社会保険料	2,051千円
賞与引当金	8,542千円
賞与対応未払社会保険料	1,401千円
役員退職慰労引当金	6,540千円
特例業務負担金引当金	50,010千円
減価償却(減損損失分)	18,632千円

資産除去債務	6,536千円
未払事業税	6,398千円
退職給付引当金	37,265千円
土地（減損損失分）	14,772千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	21,046千円
その他	1,325千円
繰延税金資産小計	231,502千円
評価性引当額	▲72,785千円
繰延税金資産合計（A）	158,716千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲216千円
固定資産過大計上額	▲4,093千円
繰延税金負債合計（B）	▲4,310千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	154,406千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.7
住民税均等割額	1.7
評価性引当額の増減	0.6
その他	▲0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%

10. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～22年、割引率は0%～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,166千円
見積り変更による増加額	15,604千円
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は644,103千円です。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	292,664,671	366,895,506
合 計	292,664,671	366,895,506
任意積立金取崩額	12,000,000	11,000,000
事業再構築積立金取崩額	12,000,000	11,000,000
剰余金処分額	232,328,999	301,926,485
利益準備金	50,000,000	70,000,000
任意積立金	150,000,000	200,000,000
うち目的積立金	150,000,000	200,000,000
(税効果調整積立金)	(-)	(-)
(経営基盤安定化積立金)	(-)	(-)
(事業再構築積立金)	(150,000,000)	(200,000,000)
出資配当金	32,328,999	31,926,485
普通出資による配当金	32,328,999	31,926,485
次期繰越剰余金	72,335,672	75,969,021

(注) 1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合

令和4年度	1.0%
令和5年度	1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	目的及び取り崩し基準	積立目標金額	令和4年度末残高	令和5年度末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立てるものとする。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		142,910	137,669
経営基盤安定化積立金	健全な経営基盤強化及び自己資本の充実を図るために必要な資金を積立てるものとする。各事業において大幅な費用、損失が発生した場合、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	600,000	600,000	600,000
事業再構築積立金	事業再構築のために必要な固定資産の取得・処分・修繕及び減損処理の財源として積立を行う。取り崩しは、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	1,000,000	520,000	658,000
営農経済事業積立金	営農経済・買取販売から生じたリスクに対し、経営の健全性、安定的な財政基盤のために積立を行う。取り崩しは理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	500,000	50,000	50,000

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

令和4年度	6,000,000円
令和5年度	12,000,000円

部門別損益計算書

令和4年度

(単位：千円)

区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	6,297,282	1,042,470	726,860	3,995,262	507,337	25,351	
事業費用	②	3,784,158	178,674	39,573	3,164,672	379,779	21,458	
事業総利益	③=①-②	2,513,123	863,795	687,287	830,590	127,557	3,892	
事業管理費	④	2,294,672	611,298	580,414	874,672	133,840	94,446	
(うち減価償却費)	⑤	(79,111)	(22,878)	(20,492)	(28,973)	(4,426)	(2,339)	
(うち人件費)	⑤'	(1,730,751)	(460,001)	(437,490)	(660,417)	(101,088)	(71,752)	
うち共通管理費	⑥		96,248	86,197	121,941	18,604	9,817	▲332,810
(うち減価償却費)	⑦		(22,878)	(20,489)	(28,986)	(4,422)	(2,333)	(▲79,111)
(うち人件費)	⑦'		(57,330)	(51,343)	(72,633)	(11,081)	(5,847)	(▲198,236)
事業利益	⑧=③-④	218,451	252,497	106,872	▲44,081	▲6,282	▲90,553	
事業外収益	⑨	183,905	48,424	46,167	70,816	10,822	7,675	
うち共通分	⑩		6,048	5,416	7,662	1,169	616	▲20,914
事業外費用	⑪	54,479	15,741	14,108	19,961	3,049	1,618	
うち共通分	⑫		15,609	13,979	19,775	3,017	1,592	▲53,973
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	347,877	285,180	138,930	6,772	1,490	▲84,496	
特別利益	⑭	4,980	1,319	1,257	1,903	290	209	
うち共通分	⑮		164	147	208	31	16	▲569
特別損失	⑯	226,916	65,411	58,723	83,244	12,717	6,818	
うち共通分	⑰		63,387	56,767	80,307	12,252	6,465	▲219,181
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	125,941	221,088	81,465	▲74,568	▲10,936	▲91,106	
営農指導事業分配賦額	⑲		27,086	24,307	34,456	5,256	▲91,106	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	125,941	194,002	57,158	▲109,025	▲16,193		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

令和5年度

(単位：千円)

区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	6,429,565	1,056,524	694,717	4,217,270	433,644	27,409	
事業費用	②	3,958,855	160,405	39,630	3,430,215	305,876	22,727	
事業総利益	③=①-②	2,470,710	896,119	655,086	787,054	127,768	4,681	
事業管理費	④	2,200,050	585,746	601,921	816,874	115,886	79,621	
(うち減価償却費)	⑤	(89,931)	(26,440)	(24,390)	(32,029)	(4,705)	(2,365)	
(うち人件費)	⑤'	(1,604,269)	(425,702)	(439,045)	(596,432)	(84,549)	(58,539)	
うち共通管理費	⑥		106,676	98,403	129,245	18,976	9,542	▲362,845
(うち減価償却費)	⑦		(26,440)	(24,389)	(32,033)	(4,703)	(2,365)	(▲89,931)
(うち人件費)	⑦'		(61,007)	(56,275)	(73,913)	(10,852)	(5,457)	(▲207,506)
事業利益	⑧=③-④	270,660	310,372	53,164	▲29,819	11,881	▲74,940	
事業外収益	⑨	202,927	53,030	54,969	76,706	10,791	7,429	
うち共通分	⑩		7,632	7,040	9,247	1,357	682	▲25,961
事業外費用	⑪	83,526	24,526	22,656	29,765	4,370	2,208	
うち共通分	⑫		24,286	22,402	29,424	4,320	2,172	▲82,605
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	390,060	338,877	85,477	17,121	18,302	▲69,719	
特別利益	⑭	1,178	311	322	439	62	43	
うち共通分	⑮		44	41	54	7	4	▲152
特別損失	⑯	67,330	19,448	18,290	24,169	3,526	1,895	
うち共通分	⑰		16,818	15,513	20,376	2,991	1,504	▲57,204
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	323,908	319,741	67,509	▲6,608	14,838	▲71,571	
営農指導事業分配賦額	⑲		21,557	19,947	26,216	3,850	▲71,571	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	323,908	298,183	47,562	▲32,825	10,987		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	7,845	7,871	7,602	6,297	6,429
信用事業収益	1,024	1,020	1,029	1,042	1,056
共済事業収益	806	793	757	726	694
農業関連事業収益	5,110	4,782	4,610	3,995	4,217
その他事業収益	903	1,275	1,205	532	461
経常利益	202	387	380	347	390
当期剰余金 (又は当期損失金)	▲283	269	272	104	228
出資金 (出資口数)	3,310 (3,310,394口)	3,299 (3,299,776口)	3,301 (3,301,929口)	3,312 (3,312,512口)	3,267 (3,267,417口)
純資産額	7,560	7,791	8,026	8,017	8,153
総資産額	146,691	152,673	159,800	158,094	151,746
貯金等残高	134,213	140,129	147,163	145,633	139,606
貸出金残高	29,816	32,835	38,047	39,110	38,271
有価証券残高	103	102	200	1,093	1,692
剰余金配当金額	32	32	32	32	31
出資配当金	32	32	32	32	31
事業利用分量配当金	—	—	—	—	—
職員数	397人	401人	404人	381人	378人
単体自己資本比率	12.35%	11.94%	12.01%	12.44%	14.14%

① 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

② 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

③ 信託業務の取り扱いはありません。

④ 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	951	937	▲14
役務取引等収支	24	25	1
その他信用事業収支	▲112	▲66	46
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	945 (0.66%)	953 (0.69%)	8 (0.03%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,640 (1.72%)	2,551 (1.70%)	▲89 (▲0.02%)
事業純益	345	351	6
実質事業純益	345	351	6
コア事業純益	345	335	▲10
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	345	335	▲10

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	141,741	977	0.69%	138,534	959	0.69%
うち預金	102,129	605	0.59%	98,309	586	0.60%
うち有価証券	735	5	0.73%	1,268	11	0.91%
うち貸出金	38,877	367	0.94%	38,956	361	0.93%
資金調達勘定	141,968	26	0.02%	138,809	21	0.02%
うち貯金・定期積金	140,950	21	0.02%	137,798	19	0.01%
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,017	—	—	1,010	—	—
経費率			0.43%			0.42%
総資金利ざや			0.24%			0.25%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	5	▲18
うち預金	▲9	▲18
うち有価証券	4	6
うち貸出金	10	▲6
支払利息	▲1	▲2
うち貯金・定期積金	▲1	▲2
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	7	▲16

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.23%	0.26%	0.03%
資本経常利益率	4.33%	4.84%	0.51%
総資産当期純利益率	0.07%	0.15%	0.08%
資本当期純利益率	1.30%	2.84%	1.54%

- ① 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返りを除く) 平均残高 × 100
 ② 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 ③ 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返りを除く) 平均残高 × 100
 ④ 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率	期末	26.85%	27.41%	0.56%
	期中平均	27.58%	28.27%	0.69%
貯証率	期末	0.75%	1.21%	0.46%
	期中平均	0.52%	0.92%	0.40%

- ① 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 ② 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 ③ 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 ④ 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度	
信用事業	一職員当たり貯金残高	3,015	3,438
	一店舗当たり貯金残高	18,204	19,943
	一職員当たり貸出金残高	1,936	1,708
	一店舗当たり貸出金残高	4,888	5,467
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	5,037	4,812
	一店舗当たり長期共済保有高	43,634	48,194
経済事業	一職員当たり購買品供給高	62	58
	一職員当たり販売品販売高	85	91

① 各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店 (所)、事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	27	15	－	27	15	15	12	－	15	12
個別貸倒引当金	140	45	111	28	45	45	70	－	45	70
合 計	167	60	111	56	60	60	82	－	60	82

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	148	2

注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業（貯金に関する指標）

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		平均残高増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	59,875	42.5%	62,900	45.7%	3,025
定期性貯金	81,075	57.5%	74,898	54.4%	▲6,177
その他の貯金	—	—	—	—	—
小 計	140,950	100.0%	137,798	100.0%	▲3,152
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	140,950	100.0%	137,798	100.0%	▲3,152

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	83,874	100.0%	74,716	100.0%	▲9,158
うち固定金利定期	83,864	100.0%	74,706	100.0%	▲9,158
うち変動金利定期	10	0.0%	10	0.0%	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業（貸出金等に関する指標）

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		平均残高増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	0	0.0%	0	0.0%	0
証書貸付金	38,180	98.2%	38,531	98.9%	351
当座貸越	287	0.7%	265	0.7%	▲22
割引手形	—	—	—	—	—
金融機関貸付	408	1.1%	158	0.4%	▲250
合 計	38,877	100.0%	38,956	100.0%	79

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	12,946	33.3%	11,997	31.3%	▲949
変動金利貸出	25,438	65.4%	25,646	67.0%	208
その他	725	1.9%	628	1.6%	▲97
合 計	39,110	100.0%	38,271	100.0%	▲839

- (注) 「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	138	139	1
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	11,259	11,099	▲160
工場	—	—	—
財団	—	—	—
船舶	—	—	—
その他担保	66	51	▲15
小 計	11,346	11,290	▲56
農業信用基金協会保証	19,685	19,765	80
その他保証	—	—	—
小 計	19,685	19,765	80
信用	7,960	7,216	▲744
合 計	38,991	38,271	▲720

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	34,308	87.7%	33,819	88.4%	▲489
運転資金	4,802	12.3%	4,452	11.6%	▲350
合 計	39,110	100.0%	38,271	100.0%	▲839

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	2,267	5.8%	2,147	5.6%	▲120
林業	47	0.1%	75	0.1%	28
水産業	139	0.4%	134	0.3%	▲4
製造業	3,747	9.6%	3,710	9.6%	▲37
鉱業	109	0.3%	107	0.2%	▲1
建設業	3,824	9.8%	3,962	10.3%	137
不動産業	779	2.0%	729	1.9%	▲50
電気・ガス・熱供給・水道業	571	1.5%	557	1.4%	▲13
運輸・通信業	2,231	5.7%	2,200	5.7%	▲30
卸売・小売業・飲食店	1,714	4.4%	1,871	4.8%	156
サービス業	7,575	19.4%	7,605	19.8%	30
金融・保険業	754	1.9%	439	1.1%	▲314
地方公共団体	6,442	16.5%	5,955	15.5%	▲486
その他	8,906	22.8%	8,774	22.9%	▲131
合 計	39,110	100.0%	38,271	100.0%	▲838

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	1,435	1,373	▲62
穀作	456	410	▲46
野菜・園芸	185	166	▲19
果樹・樹園農業	6	3	▲3
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	51	50	▲1
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	735	743	8
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,435	1,373	▲62

① 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	1,140	1,109	▲31
農業制度資金	295	264	▲31
農業近代化資金	282	255	▲27
その他制度資金	13	8	▲5
合 計	1,435	1,373	▲62

① 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：百万円）

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	55	15	21	19	55
	令和5年度	49	16	14	18	49
危険債権	令和4年度	43	17	23	1	43
	令和5年度	194	151	28	14	194
要管理債権	令和4年度	0	0	—	—	0
	令和5年度	—	—	—	—	—
三月以上	令和4年度	—	—	—	—	—
延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
貸出条件	令和4年度	0	0	—	—	0
緩和債権	令和5年度	—	—	—	—	—
小計	令和4年度	100	34	44	20	100
	令和5年度	243	167	42	32	243
正常債権	令和4年度	39,038				
	令和5年度	38,055				
合計	令和4年度	39,139				
	令和5年度	38,299				

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業（内国為替取扱実績）

（単位：件、百万円）

種 類		令和4年度		令和5年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	24,544	138,179	28,837	139,645
	金 額	36,873	33,422	33,667	35,323
代金取立為替	件 数	—	—	1	—
	金 額	—	—	0	—
雑 為 替	件 数	2,147	1,831	2,137	1,924
	金 額	659	354	656	390
合 計	件 数	26,691	140,010	30,975	141,569
	金 額	37,532	33,776	34,324	35,714

信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
国債	735	1,268	533
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
その他の有価証券	—	—	—
合 計	735	1,268	533

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和4年度								
国債	100	—	—	—	—	1,100	—	1,200
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度								
国債	—	—	—	—	—	1,800	—	1,800
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

信用事業（有価証券等の時価情報等）

有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はございません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	—	—	—	198	201	2
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	198	201	2
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—	781	753	▲27
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	781	753	▲27
合 計	—	—	—	979	955	▲24	

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	100	99	0	—	—	—
	国債	100	99	0	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	100	99	0	—	—	—
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	993	1,084	▲91	712	789	▲76
	国債	993	1,084	▲91	712	789	▲76
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	993	1,084	▲91	712	789	▲76
合 計	1,093	1,184	▲90	712	789	▲76	

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度		
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高	
生 命 系	終身共済	1,835	85,818	1,874	81,352
	定期生命共済	546	2,184	940	2,968
	養老生命共済	388	38,911	228	33,175
	うちこども共済	214	13,890	187	12,852
	医療共済	3	719	43	681
	がん共済	—	191	—	182
	定期医療共済	—	1,404	—	1,354
	介護共済	119	1,541	224	1,738
	年金共済	—	20	—	20
建物系	16,384	218,285	15,852	215,889	
合 計	19,277	349,075	19,163	337,363	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
医療共済	0	35	0	31
	168	425	108	552
がん共済	0	11	0	12
定期医療共済	—	1	—	1
合 計	169	474	109	596

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
介護共済	155	2,361	285	2,586
認知症共済	123	116	61	173
生活障害共済（一時金型）	86	530	136	659
生活障害共済（定期年金型）	4	49	10	58
特定重度疾病共済	259	913	230	1,088
合 計	505	3,970	724	4,564

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
年金開始前	110	2,168	86	2,143
年金開始後	—	306	—	319
合 計	110	2,474	86	2,462

(注)年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	32,933	45	31,144	41
自動車共済		729		732
傷害共済	53,176	5	56,695	5
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	12	0	12	0
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		114		99
合 計		894		879

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度		
	供 給 高	粗収益(手数料)	供 給 高	粗収益(手数料)	
生 産 資 材	肥 料	713	97	621	95
	飼 料	584	8	552	7
	農 業 機 械	1,069	134	1,132	145
	農 薬	508	66	530	77
	自 動 車	8	0	15	0
	燃 料	6	1	9	2
	保 温 資 材	84	8	82	8
	包 装 資 材	287	32	287	36
	建 築 資 材	—	—	—	—
	種 苗・素 畜	326	31	329	31
	その他生産資材	0	0	0	0
	小 計	3,591	382	3,560	403
生 活 物 資	米	26	6	25	7
	生 鮮 食 品	70	13	67	13
	一 般 食 品	134	24	131	24
	耐 久 消 費 財	58	4	47	3
	衣 料 品	6	1	7	1
	日 用 保 健 雑 貨	117	11	88	8
	家 庭 燃 料	—	—	—	—
	その他生活物資	—	—	—	—
小 計	413	62	368	58	
合 計	4,005	444	3,929	462	

(注)供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	500	21	920	31
麦	36	4	34	3
種 子	136	5	135	5
大 豆	56	2	63	2
落 花 生	—	—	—	—
その他豆類雑穀	10	0	11	0
い も 類	—	—	—	—
野 菜	3,826	83	3,870	84
果 実	1,298	25	1,247	24
畜 産 物	168	0	179	0
花 き・花 木	55	1	49	1
工 芸 作 物	—	—	—	—
茶	—	—	—	—
ま ゆ	—	—	—	—
直売所・インショップ	1,073	89	1,041	86
その他農林水産物	—	—	—	—
合 計	7,163	234	7,553	240

買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	販 売 高	粗 収 益	販 売 高	粗 収 益
買 取 米	333	113	433	132
買 取 麦	9	2	9	2
合 計	343	115	443	135

保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	保 管 料	18	15
	荷 役 料	—	—
	そ の 他	8	7
	計	26	23
費 用	保管材料費	—	—
	保管労務費	—	—
	その他費用	9	9
	計	9	9
差 引		16	13

加工事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	食 品 加 工	28	31
	計	28	31
費 用	食 品 加 工	15	17
	計	15	17
差 引		13	13

利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 入	乾 燥 施 設	73	78
	葬 祭 事 業	663	719
	倉 庫 利 用	—	—
	そ の 他	45	44
	計	783	842
支 出	乾 燥 施 設	63	69
	葬 祭 事 業	603	653
	倉 庫 利 用	—	—
	そ の 他	24	20
	計	691	743
差 引		92	99

宅地等供給事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	供給手数料	28	27
	供給雑収入	0	—
	そ の 他	1	1
	計	29	28
費 用	供 給 費	—	—
	供給雑費	4	4
	そ の 他	0	0
	計	5	5
差 引		24	22

直売事業（直売所・インショップ等）取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
取扱高	生産者からの買取販売高	－	－
	生産者からの受託販売高	1,073	1,041
	その他商品の買取売上高	253	278
	その他商品の受託売上高	101	101
	計	1,428	1,421
収益	生産者からの買取販売高(※)	－	－
	生産者からの手数料(※)	89	86
	その他商品の買取売上高(※)	253	278
	その他商品の手数料(※)	20	23
	その他	－	－
	計	363	389
費用	生産者からの買取受入高(※)	－	－
	その他商品の買取仕入高	235	251
	倉庫労務費	－	－
	その他費用	－	－
	計	235	251
	差 引	128	137

(注)※の項目は販売事業にも記載しています。

その他の事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収益	旅 行 事 業	1	4
	直 売 事 業	274	302
	リ ー ス 事 業	－	0
	計	275	307
費用	旅 行 事 業	0	0
	直 売 事 業	235	251
	リ ー ス 事 業	0	1
	計	235	252
	差 引	39	55

指導事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収益	賦 課 金	－	－
	指導事業補助金	－	－
	実 費 収 入	25	27
	農政活動賦課金	－	－
	計	25	27
費用	営 農 改 善 費	7	8
	生 活 改 善 費	9	8
	教 育 広 報 費	6	5
	農 政 活 動 費	13	13
	計	37	37
	差 引	▲12	▲9

自己資本の充実 の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,326	6,140
うち、出資金及び資本準備金の額	3,267	3,312
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,159	2,902
うち、外部流出予定額 (▲)	31	32
うち、上記以外に該当するものの額	▲67	▲42
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12	15
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12	15
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	115	239
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,455	6,394
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	4	5
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	4	5
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4	5
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	6,450	6,389
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,729	46,388
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,577	2,284
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	▲376
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,577	2,660
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,886	4,938
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	45,616	51,327
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	14.14	12.44

（注）1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	540	—	—	561	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,186	—	—	1,773	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,454	—	—	5,966	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	106,640	21,328	853	100,848	20,169	806
法人等向け	194	192	7	200	199	7
中小企業等向け及び個人向け	733	283	11	658	211	8
抵当権付住宅ローン	7,050	2,462	98	7,355	1,497	59
不動産取得等事業向け	12	12	0	—	—	—
三月以上延滞等	222	246	9	217	224	8
取立未済手形	27	5	0	22	4	0
信用保証協会等保証付	19,306	1,919	76	19,401	1,928	77
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	685	685	27	684	684	27
（うち出資等のエクスポージャー）	685	685	27	684	684	27
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	12,356	16,968	678	11,477	13,230	529
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,100	7,750	310	2,849	7,123	284
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	9,256	9,218	368	8,628	6,107	244
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	2,660	106	-	2,577	103
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	-	376	15	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	155,410	46,388	1,855	149,167	40,729	1,629
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	155,410	46,388	1,855	149,167	40,729	1,629
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	4,938		197	4,886		195
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	51,327		2,053	45,616		1,824

(注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和4年度					令和5年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国	内	155,410	39,228	1,186	-	221	149,167	38,374	1,773	-	217
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		155,410	39,228	1,186	-	221	149,167	38,374	1,773	-	217
法人	農業	53	41	-	-	1	49	33	-	-	6
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	7	2	-	-	-	6	1	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	62	62	-	-	-	52	52	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	-	-	-	-	9	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	109,768	250	-	-	-	103,720	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	725	65	-	-	-	719	58	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	7,680	6,493	1,186	-	-	7,807	6,034	1,773	-	-
	上記以外	50	50	-	-	-	47	47	-	-	1
個人		32,292	32,261	-	-	220	32,183	32,146	-	-	209
その他		4,759	-	-	-	-	4,570	-	-	-	-
業種別残高計		155,410	39,228	1,186	0	221	149,167	38,374	1,773	0	217
残存期間別残高計	1年以下	106,392	221	100	-	-	100,454	153	-	-	-
	1年超3年以下	695	695	-	-	-	1,017	1,017	-	-	-
	3年超5年以下	1,606	1,606	-	-	-	952	952	-	-	-
	5年超7年以下	631	631	-	-	-	680	680	-	-	-
	7年超10年以下	1,235	1,235	-	-	-	2,855	2,855	-	-	-
	10年超	35,262	34,176	1,086	-	-	33,983	32,210	1,773	-	-
	期限の定めのないもの	9,585	661	-	-	-	9,224	504	-	-	-
平均残高計		146,502	38,978	735	-	-	143,264	39,041	1,268	-	-

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	27	15	—	27	15	15	12	—	15	12
個別貸倒引当金	140	45	111	28	45	45	70	—	45	70

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和5年度						
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国 内	140	45	111	28	45	/	45	70	—	45	70	/	
国 外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/	
地域別計	140	45	111	28	45	/	45	70	—	45	70	/	
法 人	農 業	1	1	—	1	1	—	1	6	—	1	6	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	0	—	—	0	—	—	—	1	—	—	1	—	
個 人	139	44	111	27	44	148	44	62	—	44	62	2	
業種別計	140	45	111	28	45	148	45	70	—	45	70	2	

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	8,474	8,474	—	8,579	8,579
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	19,193	19,193	—	19,287	19,287
	リスク・ウェイト20%	—	106,983	106,983	—	111,469	111,469
	リスク・ウェイト35%	—	7,031	7,031	—	187	187
	リスク・ウェイト50%	—	41	41	—	51	51
	リスク・ウェイト75%	—	300	300	—	188	188
	リスク・ウェイト100%	—	13,040	13,040	—	8,992	8,992
	リスク・ウェイト150%	—	155	155	—	140	140
	リスク・ウェイト250%	—	2,849	2,849	—	2,849	2,849
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	158,070	158,070	—	151,745	151,745

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	2	—	—	1	—
中小企業等向け及び個人向け	14	289	—	12	347	—
抵当権付住宅ローン	7	6	—	7	7,159	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	0	—	—	0	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	17	—	16	3,091	—
合 計	21	315	—	36	10,600	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	3,534	3,534	3,534	3,534
合計	3,534	3,534	3,534	3,534

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	0

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	218	413	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	33	22
3	スティープ化	637	710		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	249	165		
7	最大値	637	710	33	22
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,450		6,389	

連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

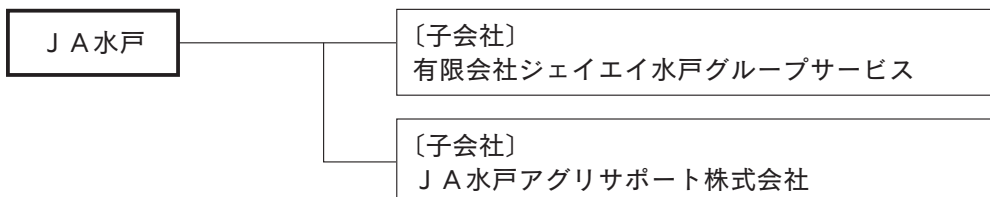
グループの概況

1. グループの事業系統図

J A水戸のグループは、当J A、子会社2社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2. 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当J Aの議決権比率	当J A及び他の子会社等の議決権比率	他の子会社の議決権比率
有限会社ジェイエイ水戸グループサービス	東茨城郡城里町大字石塚字杉合1146番地1	Aコープ店舗事業 (Aコープ常北・Aコープかつら) 食材宅配事業 (食材センター)	2002年6月1日	9,000千円	100%	100%	0%
J A水戸アグリサポート株式会社	水戸市渡里町3832番地	農作業の受委託、共同利用施設の運営管理、農産物の生産販売等	2015年2月19日	9,900千円	96%	96%	0%

3. 連結事業概況（令和5年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和5年度の当JAの連結決算は、子会社・子法人等を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益401百万円、連結当期剰余金237百万円、連結純資産8,379百万円、連結総資産151,757百万円で、連結自己資本比率は14.63%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

令和5年度は、Aコープ店舗事業、食材宅配事業を行い、売上高で441百万円を取扱いました。また、組合員をはじめ利用者のニーズに応えるサービス提供に努めましたが、当期純利益3百万円となりました。

J A水戸アグリサポート株式会社

組合員など地域農業者のニーズに応え、地域農業振興のため、農作業の受託、ライスセンターなど共同利用施設の運営管理などを中心に行っています。

令和5年度は、売上高で163百万円、当期純利益5百万円となりました。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益 (事業収益)	8,665	8,352	8,049	6,688	6,838
信用事業収益	1,024	1,020	1,029	1,042	1,056
共済事業収益	806	793	757	726	694
農業関連事業収益	5,455	5,326	5,109	4,177	4,408
その他事業収益	1,378	1,211	1,152	741	679
連結経常利益	215	396	393	347	401
連結当期剰余金 (▲は連結当期損失金)	▲260	276	281	103	237
連結純資産額	7,762	7,999	8,244	8,234	8,379
連結総資産額	146,728	152,691	159,828	158,108	151,757
連結自己資本比率	12.79%	12.38%	12.46%	12.87%	14.63%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

5. 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年1月31日現在)	令和5年度 (令和6年1月31日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産		147,423,612
(1) 現金	541,931	562,772
(2) 預金	106,069,662	100,299,254
(3) コールローン	—	—
(4) 買入手形	—	—
(5) 買現先勘定	—	—
(6) 買入金銭債権	—	—
(7) 商品有価証券	—	—
(8) 金銭の信託	—	—
(9) 有価証券	1,093,870	1,692,628
(10) 貸出金	39,110,819	38,271,894
(11) 外国為替	—	—
(12) その他の信用事業資産	642,188	611,508
(13) 債務保証見返	—	—
(14) 貸倒引当金	▲34,859	▲44,075
2. 共済事業資産		846
(1) 共済貸付金	—	—
(2) その他の共済事業資産	846	1,138
(3) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産		1,420,618
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	683,398	656,924
(3) 経済受託債権	23,532	14,937
(4) 棚卸資産	618,725	513,354
(5) その他の経済事業資産	121,074	109,069
(6) 貸倒引当金	▲26,112	▲38,695
4. 雑資産		385,105
5. 固定資産		5,194,997
(1) 有形固定資産	5,187,951	5,102,264
建物	4,358,110	4,412,043
機械装置	1,226,853	1,242,766
土地	3,772,356	3,664,372
リース資産	3,878	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	701,439	742,787
減価償却累計額	▲4,874,686	▲4,959,704
(2) 無形固定資産	7,045	6,360
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	7,045	6,360
6. 外部出資		3,516,000
(1) 外部出資	3,516,000	3,515,600
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 退職給付に係る資産		—
8. 繰延税金資産		167,693
9. 再評価に係る繰延税金資産		—
10. 繰延資産		—
資産の部合計	158,108,875	151,757,554

(単位：千円)

科 目	令和4年度(令和5年1月31日現在)		令和5年度(令和6年1月31日現在)	
(負債の部)				
1. 信用事業負債		147,016,496		140,523,656
(1) 貯金	145,393,780		139,353,178	
(2) 譲渡性貯金	—		—	
(3) 売現先勘定	—		—	
(4) 借入金	1,013,099		1,008,640	
(5) 外国為替	—		—	
(6) その他の信用事業負債	609,617		161,837	
(7) 諸引当金	—		—	
(8) 債務保証	—		—	
2. 共済事業負債		506,211		561,773
(1) 共済借入金	—		—	
(2) 共済資金	262,328		315,135	
(3) その他の共済事業負債	243,882		246,637	
3. 経済事業負債		829,900		665,816
(1) 支払手形	—		—	
(2) 経済事業未払金	435,391		364,162	
(3) その他の経済事業負債	394,509		301,654	
4. 設備借入金		—		—
5. 雑負債		368,652		523,318
6. 諸引当金		403,511		376,211
(1) 賞与引当金	31,632		31,403	
(2) 退職給付に係る負債	149,617		139,170	
(3) 役員退職慰労引当金	21,661		23,782	
(4) 特例業務負担金引当金	200,600		181,855	
7. 繰延税金負債		—		—
8. 再評価に係る繰延税金負債		750,052		727,120
9. 負ののれん		—		—
負債の部合計		149,874,825		143,377,894
(純資産の部)				
1. 組合員資本		6,386,884		6,582,325
(1) 出資金	3,312,512		3,267,417	
(2) 資本剰余金	—		—	
(3) 利益剰余金	3,119,935		3,385,804	
(4) 処分未済持分	▲42,413		▲67,846	
(5) 子会社の所有する親組合出資金	▲3,150		▲3,050	
2. 評価・換算差額等		1,844,973		1,794,935
(1) その他有価証券評価差額金	▲65,907		▲55,487	
(2) 繰延ヘッジ損益	—		—	
(3) 土地再評価差額金	1,910,880		1,850,422	
(4) 退職給付に係る調整累計額	—		—	
3. 非支配株主持分		2,192		2,398
純資産の部合計		8,234,050		8,379,659
負債及び純資産の部合計		158,108,875		151,757,554

6. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)			令和5年度 (令和5年2月1日から令和6年1月31日)		
1. 事業総利益			2,694,586			2,656,859
(1) 信用事業収益		1,042,470		1,056,524		
資金運用収益	977,957			959,117		
(うち預金利息)	(571,905)			(550,406)		
(うち有価証券利息)	(5,358)			(11,498)		
(うち貸出金利息)	(367,156)			(361,077)		
(うちその他受入利息)	(33,536)			(36,134)		
役務取引等収益	36,956			37,937		
その他事業直接収益	—			8,595		
その他経常収益	27,557			50,874		
(2) 信用事業費用		178,531		160,401		
資金調達費用	25,885			21,525		
(うち貯金利息)	(20,762)			(18,628)		
(うち給付補てん備金繰入)	(526)			(567)		
(うち譲渡性貯金利息)	(—)			(—)		
(うち借入金利息)	(—)			(—)		
(うちその他支払利息)	(4,596)			(2,329)		
役務取引等費用	12,811			12,774		
その他事業直接費用	—			7,002		
その他経常費用	139,834			119,100		
(うち貸倒引当金繰入額)	(▲6,745)			(9,216)		
(うち貸出金償却)	(37,011)			(2,107)		
信用事業総利益			863,939			896,123
(3) 共済事業収益		726,860		694,717		
共済付加収入	661,577			640,806		
その他共済事業収益	65,283			53,910		
(4) 共済事業費用		39,573		39,630		
共済推進費	15,810			15,654		
共済保全費	6,338			6,827		
その他共済事業費用	17,425			17,147		
共済事業総利益			687,287			655,086
(5) 購買事業収益		3,702,363		3,719,361		
購買品供給高	3,566,030			3,577,145		
購買手数料	37,100			32,028		
その他購買事業収益	99,232			110,187		
(6) 購買事業費用		3,057,234		3,045,776		
購買品供給原価	2,973,493			2,955,409		
購買品供給費	36,541			38,741		
その他購買事業費用	47,199			51,624		
購買事業総利益			645,128			673,585
(7) 販売事業収益		635,137		743,825		
販売品販売高	343,024			443,036		
販売手数料	234,693			240,514		
その他販売事業収益	57,419			60,273		
(8) 販売事業費用		310,000		507,334		
販売品販売原価	227,389			307,957		
販売費	16,173			143,266		
その他販売事業費用	66,437			56,110		
販売事業総利益			325,136			236,491
(9) その他事業収益		581,876		624,030		
(10) その他事業費用		408,781		428,457		
その他事業総利益			173,094			195,573
2. 事業管理費			2,459,236			2,359,346
(1) 人件費		1,833,273		1,702,177		
(2) その他事業管理費		625,962		657,168		
事業利益			235,350			297,513

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)			令和5年度 (令和5年2月1日から令和6年1月31日)		
3. 事業外収益			166,775			187,416
(1) 受取雑利息		1,867			2,997	
(2) 受取出資配当金		64,079			64,079	
(3) 持分法による投資益		-			-	
(4) その他の事業外収益		100,829			120,339	
4. 事業外費用			54,485			83,827
(1) 支払雑利息		0			-	
(2) 持分法による投資損		-			-	
(3) その他の事業外費用		54,485			83,827	
経 常 利 益			347,640			401,101
5. 特別利益			4,980			1,178
(1) 固定資産処分益		-			1,178	
(2) 負ののれん発生益		-			-	
(3) その他の特別利益		4,980			-	
6. 特別損失			226,998			67,330
(1) 固定資産処分損		3,754			11,129	
(2) 減損損失		218,182			55,701	
(3) その他の特別損失		5,062			499	
税金等調整前当期利益			125,622			334,950
法人税住民税及び事業税		64,010			110,631	
法人税等調整額		▲42,433			▲13,597	
法人税等合計			21,577			97,034
当期利益			104,044			237,915
非支配株主に帰属する当期利益			79			205
当期剰余金			103,964			237,709

7. 連結注記表

令和4年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 : 2社
連結子会社の名称: 有限会社ジェイエイ水戸グループサービス
JA水戸アグリサポート株式会社
- (2) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (3) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
子会社株式 : 移動平均法による原価法
その他有価証券
 - ① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
○耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しています。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに将来予測等必要な修正として、当該損失率に比してより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所（販売事業・その他事業）

当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

〈収益認識に関する会計基準等の適用〉

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 米穀共同計算にかかる収益認識

米穀の県域共同計算において、従来は、代金を収受した時点で収益を認識していましたが、県域全体での販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

(4) 購買事業における利用券の会計処理

購買事業において、J A 水戸共通利用券は、従来は購買事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、30,382千円減少しております。また、当事業年度の購買事業収益が790,095千円、購買事業費用が790,095千円減少、販売事業収益が58,081千円、販売事業費用が55,852千円減少、利用事業収益が601,787千円、利用事業費用が601,787千円減少しております。これにより当事業年度の事業収益が1,449,964千円、事業費用が1,447,735千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が2,228千円それぞれ減少しております。

〈時価の算定に関する会計基準等の適用〉

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 167,910千円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 218,182千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 60,972千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は843,936千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	384,865千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額 25,196千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は55,932千円、危険債権額は43,851千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。また、貸出条件緩和債権額は915千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は100,699千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 …… 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

…… 1,725,800千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部酒門センター、東部常澄センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
上中妻支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
渡里支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
飯富農機格納庫	賃貸用固定資産	土地、建物	業務外固定資産
旧吉田支店	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
石原倉庫	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

上中妻支店及び渡里支店については令和5年度に店舗統廃合を予定しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落により減損の兆候に該当し、飯富農機格納庫、旧吉田支店及び石原倉庫については賃貸用固定資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
上中妻支店	30,621千円	24,971千円	5,649千円
渡里支店	105,055千円	104,488千円	566千円
飯富農機格納庫	1,772千円	1,733千円	38千円
旧吉田支店	80,556千円	80,556千円	—
石原倉庫	178千円	178千円	—
合 計	218,182千円	211,927千円	6,254千円

④ 回収可能価額の算定方法

- 上中妻支店、渡里支店及び飯富農機格納庫の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は5.21%です。
- 旧吉田支店の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。
- 石原倉庫の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が112,020千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	106,069,662	106,060,908	▲8,753
有価証券			
その他有価証券	1,093,870	1,093,870	—
貸出金	39,110,819		
貸倒引当金(*1)	▲34,859		
貸倒引当金控除後	39,075,959	39,129,496	53,536
資産計	146,239,491	146,284,274	44,782
貯 金	145,393,780	145,588,060	194,280
負債計	145,393,780	145,588,060	194,280

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資 (*1)	3,516,000
合 計	3,516,000

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	106,069,662	—	—	—	—	—
有価証券						
その他の証券のうち 満期があるもの	100,000	—	—	—	—	1,100,000
貸出金 (*1、2)	2,482,954	2,056,691	1,916,394	1,803,817	1,702,669	28,977,003
合 計	108,652,616	2,056,691	1,916,394	1,803,817	1,702,669	28,977,003

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）284,863千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等171,289千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	134,816,230	4,458,917	5,458,280	358,594	301,756	—
合 計	134,816,230	4,458,917	5,458,280	358,594	301,756	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	100,350	99,984	365
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	993,520	1,084,791	▲91,271
合 計		1,093,870	1,184,776	▲90,906

*上記評価差額から繰延税金資産24,999千円を加えた額▲65,907千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	154,722千円
退職給付費用	89,434千円
退職給付の支払額	▲26,100千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲57,172千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲16,204千円
期末における退職給付引当金	144,678千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,348,457千円
特定退職金共済制度	▲791,708千円
確定給付型年金制度	▲412,070千円
未積立退職給付債務	144,678千円
退職給付引当金	144,678千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	89,434千円
退職給付費用	89,434千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21,894千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、224,619千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,545千円
未収利息	3,322千円
生産部会助成金	36,997千円
年度未賞与	13,084千円
年度未賞与対応未払社会保険料	2,059千円
賞与引当金	8,580千円
賞与対応未払社会保険料	1,396千円
役員退職慰労引当金	5,341千円
特例業務負担金引当金	55,165千円
減価償却（減損損失分）	16,358千円
資産除去債務	2,245千円
未払事業税	3,704千円
退職給付引当金	39,786千円
土地（減損損失分）	14,233千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	24,999千円
その他	661千円

繰延税金資産小計	238,723千円
評価性引当額	<u>▲70,813千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	167,910千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲216千円
繰延税金負債合計 (B)	<u>▲216千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	167,693千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲7.0
住民税均等割額	4.2
評価性引当額の増減	▲8.4
その他	▲1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9%

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

I 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

II 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は699,273千円です。

令和5年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 : 2社
連結子会社の名称: 有限会社ジェイエイ水戸グループサービス
JA水戸アグリサポート株式会社
- (2) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (3) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券: 償却原価法（定額法）
子会社株式 : 移動平均法による原価法
その他有価証券
① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
② 市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（グループ管理）: 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
② 無形固定資産
定額法を採用しています。
- (4) 引当金の計上基準
① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
③ 退職給付に係る会計処理の方法
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に

発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

(5) 収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所（販売事業・その他事業）

当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部

損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 154,406千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 55,701千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 82,770千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に

記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は843,936千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	384,865千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

- (2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 14,714千円

- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は49,491千円、危険債権額は194,378千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は243,869千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 …… 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
…… 1,672,137千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本的にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与

していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
あくつ集荷場	賃貸用固定資産	土地、建物	業務外固定資産
旧常澄SS跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧上中妻支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧渡里支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、あくつ集荷場については賃貸用固定資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地については将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
あくつ集荷場	4,582千円	4,283千円	298千円
旧常澄SS跡地	103千円	103千円	—
旧上中妻支店	22,898千円	19,136千円	3,761千円
旧渡里支店	28,118千円	22,550千円	5,567千円
合 計	55,701千円	46,074千円	9,626千円

④ 回収可能価額の算定方法

○あくつ集荷場、旧常澄SS跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

○旧上中妻支店、旧渡里支店の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポート

フォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が33,851千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	100,299,254	100,281,788	▲17,465
有価証券			
満期保有目的の債券	979,768	955,050	▲24,718
その他有価証券	712,860	712,860	—
貸出金	38,271,894		
貸倒引当金(*1)	▲44,075		
貸倒引当金控除後	38,227,818	38,194,583	▲33,235
資産計	140,219,700	140,144,281	▲75,419
貯 金	139,353,178	139,288,060	▲65,117
負債計	139,353,178	139,288,060	▲65,117

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート

であるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	3,515,600
合 計	3,515,600

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	100,299,254	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,100,000
その他の証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金（*1、*2）	2,422,023	2,032,445	1,917,429	1,811,124	1,702,464	28,216,801
合 計	102,721,277	2,032,445	1,917,429	1,811,124	1,702,464	30,016,801

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）250,635千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等169,606千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	125,083,304	5,686,037	5,251,402	311,489	3,020,943	-
合 計	125,083,304	5,686,037	5,251,402	311,489	3,020,943	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	198,458	201,160	2,701
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	781,309	753,890	▲27,419
合 計		979,768	955,050	▲24,718

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	712,860	789,393	▲76,533
合 計		712,860	789,393	▲76,533

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債 権	297,562	8,580	▲7,002
合 計	297,562	8,580	▲7,002

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
 (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
 市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	144,678千円
退職給付費用	77,056千円
退職給付の支払額	▲13,569千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲57,030千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,624千円
期末における退職給付引当金	135,510千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,357,200千円
特定退職金共済制度	▲800,350千円
確定給付型年金制度	▲421,339千円
未積立退職給付債務	135,510千円
退職給付引当金	135,510千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	77,056千円
退職給付費用	77,056千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,006千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、195,823千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未収利息	3,509千円
生産部会助成金	32,244千円
年度未賞与	12,982千円
年度未賞与対応未払社会保険料	2,051千円
賞与引当金	8,542千円
賞与対応未払社会保険料	1,401千円
役員退職慰労引当金	6,540千円
特例業務負担金引当金	50,010千円

減価償却（減損損失分）	18,632千円
資産除去債務	6,536千円
未払事業税	6,398千円
退職給付引当金	37,265千円
土地（減損損失分）	14,772千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	21,046千円
その他	1,325千円
繰延税金資産小計	231,502千円
評価性引当額	▲72,785千円
繰延税金資産合計（A）	158,716千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲216千円
固定資産過大計上額	▲4,093千円
繰延税金負債合計（B）	▲4,310千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	154,406千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.7
住民税均等割額	1.7
評価性引当額の増減	0.6
その他	▲0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%

11. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～22年、割引率は0%～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,166千円
見積り変更による増加額	15,604千円
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は644,103千円です。

8. 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	—	—
2. 資本剰余金増加高	—	—
資本準備金の積立による増加	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
資本準備金の取崩による減少	—	—
4. 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	2,896,830	3,119,935
2. 利益剰余金増加高	255,400	298,167
当期剰余金	(103,964)	(237,709)
土地再評価差額金の取崩による増加	(151,435)	(60,457)
持分比率変更による増加	(—)	(—)
3. 連結剰余金減少額	32,295	32,298
当期損失金	(—)	(—)
支払配当金	(32,295)	(32,298)
役員賞与金	(—)	(—)
土地再評価差額金の取崩による減少	(—)	(—)
持分比率変更による減少	(—)	(—)
4. 連結剰余金期末残高	3,119,935	3,385,804

9. 農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権は、子会社において農協法に基づく開示債権がないため、当組合単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

10. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度
信用事業	事業収益	1,042,470	1,056,524
	経常利益	863,939	896,123
	資産の額	147,423,612	141,393,981
共済事業	事業収益	726,860	694,717
	経常利益	687,287	655,086
	資産の額	846	1,138
農業関連事業	事業収益	4,177,580	4,408,195
	経常利益	866,373	829,798
	資産の額	1,465,051	1,195,179
その他事業	事業収益	741,796	679,021
	経常利益	276,985	275,851
	資産の額	121,074	109,069
計	事業収益	6,688,706	6,838,457
	経常利益	2,694,586	2,656,859
	資産の額	149,010,583	142,699,367

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和6年1月末における連結自己資本比率は、14.63%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	水戸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,264百万円（前年度3,309百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

確認書

1. 私は、当ＪＡの令和５年２月１日から令和６年１月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和６年５月１日
水戸農業協同組合
代表理事組合長 園部 優

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,550	6,354
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,264	3,309
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,385	3,119
うち、外部流出予定額 (▲)	31	32
うち、上記以外に該当するものの額	▲67	▲42
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	2	2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12	15
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12	15
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	115	239
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,681	6,611
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	4	5
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む) の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	4	5
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4	5
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	6,676	6,606
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,738	46,401
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,577	2,284
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	▲376
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,577	2,660
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,886	4,940
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	45,625	51,342
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.63	12.87

（注）1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	541	—	—	562	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,186	—	—	1,773	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,454	—	—	5,966	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	106,640	21,328	853	100,848	20,169	806
法人等向け	194	192	7	200	199	7
中小企業等向け及び個人向け	733	283	11	658	211	8
抵当権付住宅ローン	7,050	2,462	98	7,355	1,497	59
不動産取得等事業向け	12	12	0	—	—	—
三月以上延滞等	222	246	9	217	224	8
取立未済手形	27	5	0	22	4	0
信用保証協会等保証付	19,306	1,919	76	19,401	1,928	77
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	666	666	26	666	666	26
（うち出資等のエクスポージャー）	666	666	26	666	666	26
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	12,387	16,247	649	11,505	13,258	530
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,100	7,750	7,750	2,849	7,123	284
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	9,256	9,256	9,218	8,628	6,107	244
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	2,660	106	-	2,577	103
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	-	376	15	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	155,425	46,401	1,856	149,178	40,738	1,629
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	155,425	46,401	1,856	149,178	40,738	1,629
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	4,940		197	4,886		195
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	51,342		2,053	45,625		1,825

(注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (p.13) をご参照下さい。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和4年度					令和5年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			
国内	155,425	39,228	1,186	-	221	149,178	38,374	1,773	-	217	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	155,425	39,228	1,186	-	221	149,178	38,374	1,773	-	217	
法人	農業	53	41	-	-	1	49	33	-	-	6
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	7	2	-	-	-	6	1	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	62	62	-	-	-	52	52	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	-	-	-	-	9	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	109,768	250	-	-	-	103,720	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	725	65	-	-	-	719	58	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	7,680	6,493	1,186	-	-	7,807	6,034	1,773	-	-
	上記以外	50	50	-	-	-	47	47	-	-	1
個人	32,292	32,261	-	-	220	32,183	32,146	-	-	209	
その他	4,774	-	-	-	-	4,581	-	-	-	-	
業種別残高計	155,425	39,228	1,186	-	221	149,178	38,374	1,773	-	217	
残存期間別残高計	1年以下	106,392	221	100	-	100,454	153	-	-	-	
	1年超3年以下	695	695	-	-	1,017	1,017	-	-	-	
	3年超5年以下	1,606	1,606	-	-	952	952	-	-	-	
	5年超7年以下	631	631	-	-	680	680	-	-	-	
	7年超10年以下	1,235	1,235	-	-	2,855	2,855	-	-	-	
	10年超	35,262	34,176	1,086	-	33,983	32,210	1,773	-	-	
	期限の定めのないもの	9,599	661	-	-	9,235	504	-	-	-	
残存期間別残高計	155,425	39,228	1,186	-	221	149,178	38,374	1,773	-	217	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	27	15	—	27	15	15	12	—	15	12
個別貸倒引当金	140	45	111	28	45	45	70	—	45	70

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和5年度						
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国 内	140	45	111	28	45	/	45	70	—	45	70	/	
国 外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/	
地域別計	140	45	111	28	45	/	45	70	—	45	70	/	
法 人	農 業	1	1	—	1	1	—	1	6	—	1	6	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本国政府・ 地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
上記以外	0	—	—	0	—	—	—	1	—	—	1	—	
個 人	139	44	111	27	44	148	44	62	—	44	62	2	
業種別計	140	45	111	28	45	148	45	70	—	45	70	2	

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	8,476	8,476	—	8,580	8,580
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	19,193	19,193	—	19,287	19,287
	リスク・ウェイト20%	—	106,983	106,983	—	111,469	111,469
	リスク・ウェイト35%	—	7,031	7,031	—	187	187
	リスク・ウェイト50%	0	41	41	—	51	51
	リスク・ウェイト75%	—	300	300	—	188	188
	リスク・ウェイト100%	—	13,052	13,052	—	9,001	9,001
	リスク・ウェイト150%	—	155	155	—	140	140
	リスク・ウェイト250%	—	2,849	2,849	—	2,849	2,849
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		0	158,085	158,086	0	151,756	151,756

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.94）をご参照下さい。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	2	—	—	1	—
中小企業等向け及び個人向け	14	289	—	12	347	—
抵当権付住宅ローン	7	6	—	7	7,159	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	0	—	—	0	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	17	—	16	3,091	—
合 計	21	315	—	36	10,600	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.14）をご参照下さい。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.97）をご参照下さい。

出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	3,516	3,516	3,515	3,515
合計	3,516	3,516	3,515	3,515

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	0

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 （子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.100）をご参照下さい。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	218	413	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	33	22
3	スティープ化	637	710		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	249	165		
7	最大値	637	710	33	22
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,450		6,389	

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

〈法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）〉

開示基準項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	31
○理事及び監事の氏名及び役職名	32
○会計監査人の名称	37
○事務所の名称及び所在地	36-37
○特定信用事業代理業者に関する事項	37
2. 主要な業務の内容	19-28
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	68
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	68
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	68
・経常利益	68
・当期剰余金又は当期損失金	68
・出資金及び出資口数	68
・純資産額	68
・総資産額	68
・貯金等残高	68
・貸出金残高	68
・有価証券残高	68
・単体自己資本比率	68
・剰余金の配当の金額	68
・職員数	68
○直近の2事業年度における事業の概況	68
〈主要な業務の指標〉	
・事業粗収益及び事業粗利益率	68
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	68
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	69
・受取利息及び支払利息の増減	69
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	70
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	70
〈貯金に関する指標〉	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	72
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	72
〈貸出金等に関する指標〉	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	72
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	72
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	73
・用途別の貸出金残高	73
・主要な農業関係の貸出実績	74
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	73
・貯貸率の期末値及び期中平均値	70
〈有価証券に関する指標〉	
・商品有価証券の種類別の平均残高	76
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	77
・有価証券の種類別の平均残高	76
・貯証率の期末値及び期中平均値	70

開 示 基 準 項 目	掲載ページ
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	13-14
○法令遵守の体制	15-16
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11-12
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
〈指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合〉	
・ 手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	15-16
〈指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合〉	
・ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15-16
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	42-45、65
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	75
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	75
・ 危険債権	75
・ 三月以上延滞債権	75
・ 貸出条件緩和債権	75
・ 正常債権	75
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	75
○自己資本の充実の状況	
〈自己資本の充実の状況に関する開示項目〉	
●定性的開示事項	
・ 自己資本調達手段の概要	17
・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	17
・ 信用リスクに関する事項	90-93
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	94
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	96
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	96
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	14
・ 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	97-98
・ 金利リスクに関する事項	100-101
●定量的開示事項	
・ 自己資本の構成に関する事項	86-87
・ 自己資本の充実度に関する事項	88-89
・ 信用リスクに関する事項	90-93
・ 信用リスク削減手法に関する事項	94-95
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	96
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	96
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	97
・ リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	99
・ 金利リスクに関する事項	100-101
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・ 有価証券	78-79
・ 金銭の信託	79
・ デリバティブ取引	79
・ 金融等デリバティブ取引	79
・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	79
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	71
○貸出金償却の額	71
○会計監査人の監査	67

【連結情報（組合及び子会社等）】

〈法定開示項目（農業協同組合施行規則第205条関係）〉

開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	104
○組合の子会社等に関する事項	104
・ 名称	104
・ 主たる営業所又は事務所の所在地	104
・ 資本金又は出資金	104
・ 事業の内容	104
・ 設立年月日	104
・ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	104
・ 組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	104
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	105
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	105
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	105
・ 経常利益又は経常損失	105
・ 当期利益又は当期損失	105
・ 純資産額	105
・ 総資産額	105
・ 連結自己資本比率	105
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	106-109、129
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	75
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	75
・ 危険債権	75
・ 三月以上延滞債権	75
・ 貸出条件緩和債権	75
・ 正常債権	75
〈自己資本の充実の状況に関する開示項目〉	
●定性的開示項目	
・ 連結の範囲に関する事項	104
・ 自己資本調達手段の概要	130
・ 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	130
・ 信用リスクに関する事項	136-139
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	139
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	141
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	141
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	141
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	142
・ 金利リスクに関する事項	143

開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
●定量的開示項目	
・ 自己資本の構成に関する事項	132-133
・ 自己資本の充実度に関する事項	134-135
・ 信用リスクに関する事項	136-139
・ 信用リスク削減手法に関する事項	139-140
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	141
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	141
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	142
・ リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	143
・ 金利リスクに関する事項	143
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	129

M E M O